

令和2年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和2年3月4日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会 （ 開 議 ）	3月4日午前9時13分宣告（第1日）																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀
町 長	西 脇 洋 貴																														
副 町 長	植 田 充 彦																														
教 育 長	岡 弘 明																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																														
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																														
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																														
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>和 田 里 絵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	書 記	和 田 里 絵																								
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																														
主 幹	高 橋 恭 世																														
書 記	和 田 里 絵																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について （平群町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正 する条例について）</p>																														

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|---|
| 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度平群町一般会計補正予算(第5号)について) |
| 議案第 1 号 | 平群町行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2 号 | 平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7 号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9 号 | 令和元年度平群町一般会計補正予算(第6号)について |
| 議案第 10 号 | 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 11 号 | 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 議案第 12 号 | 令和2年度平群町一般会計予算について |
| 議案第 13 号 | 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 議案第 14 号 | 令和2年度平群町国民健康保険特別会計予算について |

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計予算について</p> <p>議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計予算について</p> <p>議案第17号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について</p> <p>議案第18号 令和2年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第19号 令和2年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第20号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第21号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第22号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>11番 下 中 一 郎 12番 馬 本 隆 夫</p>

令和 2 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 3 月 4 日 (水)

午前 9 時開議

- | | | | |
|---------|-----|-----|---|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 | 1 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 | 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
所使用料徴収条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 6 | 承認第 | 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) に
ついて) |
| 日程第 7 | 議案第 | 1 号 | 平群町行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 | 2 号 | 平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 9 | 議案第 | 3 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 1 0 | 議案第 | 4 号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 | 5 号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 1 2 | 議案第 | 6 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 1 3 | 議案第 | 7 号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 | 8 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 | 9 号 | 令和元年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号) に
ついて |

- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 1 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること
について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 令和 2 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 2 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 2 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算につ
いて

開 会 （午前 9 時 1 3 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点から、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。なお、マスク着用は個人の判断といたしますので、よろしくお願いいたします。

また、町長より、住民生活課の北樋口課長がけがのため、本定例会中、議場での携帯品の使用許可願の届け出がありましたので、議場での松葉づえの使用を許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

暦も3月となり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に暖かくなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和2年第1回平群町議会定例会の開催をお願いしたところ、議員各位におかれましては、公私大変御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず、連日テレビ・新聞等で報道されている新型コロナウイルスについて、全国的にも感染が拡大傾向にあり、国においても対策の基本方針が示され、あわせて、2月26日には、多数の観客が集まるスポーツや文化行事の中止・延期等の対策を講じるよう要請があったところです。

県下の状況としましても、各市町村においても、不特定多数の方が集うイベント等については中止や延期が決定がされ、2月27日には、全国の小中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまでの間、休校の要請があったところでございます。

この間の平群町においての対応でございますが、1月29日に新型コロナウイルス対策本部準備会を発足させ、今後の庁内での体制と、町民の皆様への啓発や情報提供のあり方について協議を行い、2月3日に、2回目の会議において、県内や近隣市町村の対応状況の把握や、各大字・自治会を通じた啓発活動の推進について協議を行い、2月21日には、全国的な発生状況を鑑み、三役並びに全課長を招集した新型コロナウイルス対策会議を開催し、町内における感染拡大の防止について協議を行いました。その結果、2月末から3月末に

かけての町内での開催されるイベント等を中止することと、これ以外の各行事についても、規模の縮小や時間短縮などを検討し、町ホームページや各自治会への回覧等により、町民の皆様への周知を行いました。

また、3月は、各学校、こども園の卒業・卒園の時期であることから、式自体全体を短縮するとともに、来賓の皆様方の出席を御遠慮をいただくことや、保護者の出席についても人数制限を行い、卒業証書の授与についても代表授与に変更するなど、感染拡大防止の対策を講じているところです。

あわせて、各学校の対応ですが、町としても、国の要請に対して同様の対応を行うこととしながら、保護者の方への状況を十分理解した上で、こども園については通常どおりの対応を、学童保育所については、家庭での保育のできない児童への対応として、通常、開校時間である午前8時から午後7時30分まで、学童保育所を開所することで、漏れのない子育て環境を維持していくところです。

また、4月11日に予定している総合文化センター竣工式についても、式典の規模を縮小し、町外からの来賓等については招待を取りやめ、またオープニングの交流事業も当面の間、延期することといたしました。

あわせて、4月29日に予定していたへぐり時代祭りについても、へぐり時代祭り実行委員会で中止することを決定いたしました。

次に、3月2日に新型コロナウイルス対策会議を開催し、今後予想される事項として、庁内各課の業務対応等について協議を行い、行政全般の事務にわたり、とりわけ窓口業務での対応や各施設の利用制限等についても、今後の感染状況を注視し、国や他の市町村の動向を踏まえて対応を検討した結果、3月5日から3月31日までの間、かしのき荘の休館、各体育施設の休館、プリズムへぐりの会議室の貸し出しの中止を実施することとなりました。また、中央公民館、あすのす平群、人権交流センターについては、総合文化センターへの開設準備のため、3月末日まで貸し館を行っておりません。

大変な急な決定であり、町民の皆さんには大変御不便をおかけしますが、それぞれの施設での案内や町ホームページ等での周知を努めてまいります。

また、それぞれの施設については、施設の利用は行っておりませんが、町民の皆様との各相談や申請等の業務、窓口業務は継続して行ってまいります。新型コロナウイルスの感染拡大に対しての措置であり、御理解と御協力をお願いいたします。

平群町の行政運営にも大きな影響が出ていること、この事態が一刻も早く終息に向かうことを祈念するところです。

さて、12月定例会から2カ月余りが経過し、この間、町政にかかわる主な

出来事や取り組みや行事について、御報告をさせていただきます。

1月13日には、地域の防災活動のリーダーとして活躍をいただいている消防団の活動の一環として、消防協会生駒南支部の連合出初め式が挙行されました。近年、全国で想定外の災害が多発していることを踏まえて、消防・防災に対する町民の皆様の関心も高く、それぞれの地域において、生業の傍ら、消防活動に取り組みまれておられる消防団員の消防精神に燃えた勇姿が寒風の中、披露されました。

同じく、1月13日には成人式が行われました。式典では、多くの来賓の方の御臨席を賜り、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆様に寄せられ、152名の新成人の皆さんが輝かしい門出を迎えられました。今回の成人式が、現在の中央公民館で実施される最後の成人式となりました。新成人の皆様には、みずから志したそれぞれの分野で社会に貢献し、未来を切り開いていかれる社会人となられるよう、今後の活躍を祈念申し上げます。

1月15日には、平群小学校での大とんどが行われました。ことしもPTAの皆様のお協力のもと、大きなやぐらが組まれました。ことしの恵方である西南西の方向から点火され、炎にくべられたしめ縄や書き初めが空高く燃え上がっていました。平群町の子どもたちの、健康で健やかに過ごせることを心より願っております。

1月25日、26日には、奈良県の冬のイベントとして定着をしております奈良大立山まつりに、平群町から、へぐり時代祭りの実行委員の皆様を中心に33名が参加しました。また、県内各市町村が自慢のメニューと特産品を持ち寄って開催されるあったかもん等の地域ならではの特産品の販売と体験ブースにも参加し、平群の食と特産品のPRに努めてまいりました。

2月9日、16日には、総合文化センターの内覧会を行いました。両日合わせて約1,000名の方にお越しいただき、施設に対する関心の高さを感じたところです。今後、4月11日の竣工式以降、町民の皆様にお越しいただける施設、利用していただける施設としてお迎えできるように、遺漏なく準備を進めてまいります。

2月22日、23日には、関西最大級の寅のお祭りとして恒例となっております信貴山寅まつりが開催されました。特に、23日には好天に恵まれ、県内外から多くの観光客がお越しになり、会場では、信貴山フードフェスタ、張り子の虎の絵付け体験を初め、生駒郡4町と王寺町がブースを出展し、それぞれの地域の特産品の販売、地元のPRを行い、平群町のブースでは、イチゴの古都華や平群のバラのPR、販売をいたしました。

一点御報告となりますが、平成26年3月に廃校となりました、その利活用

がかねてより懸案事項であった旧平群西小学校の利活用について、本年1月号広報並びに町ホームページにて公募による事業提案の募集を行ってまいりましたが、事業期間、募集期間内に1社より応募がありました。応募された事業者については一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会であり、後日、建設物への設備、機器を取りつける際に多用されるアンカー施工の実地研究や、技術試験を実験するための講座を行う研修施設としての活用をすることを目的に提案をいただいております。今後、利活用に向けて、具体的な協議を進めてまいります。

次に、今議会で上程しております令和2年度予算に関することについて申し上げます。

新年度予算については、今議会、議員各位に慎重審議をいただくところでございますが、現在の厳しい財政状況や少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対して、限られた財源の中で、いかに町民の皆様方の期待に応えられるかを第一義に考え、予算編成を行ってまいりました。

予算編成に当たっては、予算編成方針で、未確定財源を計上しない予算編成を目指しましたが、結果として、2億1,300万円の未確定財源を計上することとなり、残念であります。予算配分については、新たに住民負担を求めることなく、現行の行政サービスを維持することを前提として、事務事業については前年度と同様の配分とし、反面、普通建設事業や投資的な事業については、財政状況を鑑み、事業内容を精査し、予算配分を行いました。

このような財政状況であります。新規事業として、産婦健診の助成の実施や産後ケア事業の拡充など、子ども子育てを応援する施策については取り組みを進めているところです。

しかしながら、今後、大きな財政出動となる平群駅周辺整備事業終結に向けた保留地処分に伴う損失補償は本予算には計上してないことから、今後、財政執行における大きな負担要因や困難が待ち受けることも事実です。このような困難を乗り越えるためにも、議員各位の御意見をいただき、御理解と御協力を切にお願いするところです。

本定例会におきましては、上程させていただきました案件は、報告案件が2件、承認案件が1件、条例の改正案件が8件、令和元年度一般会計並びに特別会計の補正予算が3件、人事関連の諮問案件が1件、令和2年度一般会計並びに各特別会計、事業会計予算が11件で、合計21件の審議をお願いしております。いずれの議案におきましても慎重に御審議いただき、原案どおり可決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてあります議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により11番、下中君、12番、馬本君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月23日までの20日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月 4日(水) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 5日(木) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月 6日(金) あいてございます。

3月 7日(土) 休会でございます。

3月 8日(日) 休会でございます。

3月 9日(月)	予算審査特別委員会(一般会計)	午前9時より
3月10日(火)	予算審査特別委員会(各特別会計・各事業会計)	午前9時より
3月11日(水)	あいてございます。	
3月12日(木)	あいてございます。	
3月13日(金)	あいてございます。	
3月14日(土)	休会でございます。	
3月15日(日)	休会でございます。	
3月16日(月)	あいてございます。	
3月17日(火)	本会議(一般質問)	午前9時より
3月18日(水)	本会議(一般質問)	午前9時より
3月19日(木)	あいてございます。	
3月20日(金)	祝日、休会でございます。	
3月21日(土)	休会でございます。	
3月22日(日)	休会でございます。	
3月23日(月)	本会議(最終日)	午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

それでは報告させていただきます。

去る2月21日金曜日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました令和2年第1回定例会の議事運営についてであります。

また、去る1月16日木曜日、議会だより編集委員会終了後、議会運営委員会を開催いたしました。

案件については、平群町議会業務継続計画(BCP)(案)の作成スケジュールについて協議いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、2月21日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長(植田いずみ)

それでは報告をさせていただきます。

去る2月21日金曜日、議会運営委員会終了後、文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、次年度以降のし尿処理委託先についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。

副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

2件の予備費の充用がございます。

まず、12月5日、はなさとこども園のゼロ歳児と1歳児が使用する、それぞれ各部屋の床暖房がほぼ同時に故障し、至急に修理する必要があると判断をし、熱源機の交換費用として維持補修工事費の予算が不足するため、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費に、維持補修工事費として31万9,000円を充用をいたしました。

続きまして、12月25日、同じくはなさとこども園において、2歳児が使用する部屋の床暖房が故障し、先ほどと同じ状況でございます。これも熱源機を交換するという必要がありまして、交換費用として、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費に、維持補修工事費として15万9,000円を充用しております。

今回の予備費の充用額は、2件で合計47万8,000円でございます。

予備費の当初予算額が1,797万円に対しまして、現状の執行額が421万2,000円でございます。執行率は23.4%であり、残額については1,375万8,000円でございます。

以上、御報告をいたします。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月4日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書であります。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年1月16日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月6日午後1時17分頃、平群町大字椿井992番地1にて、パッカー車が民家の外構壁に接触し、損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 20万6,800円

2 所管課 住民生活課 清掃センター

でございます。

これにつきましては、建物の外構修理費用に対する損害賠償であります。

以上でございます。

○議長

長
続きます

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

（平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について）

の報告を求めます。福祉課長。

○福祉課長

それでは、報告第2号について説明させていただきます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 4 日 報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例
の一部を改正する条例について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 31 日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例
の一部を改正する条例について

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例（平成
26 年 9 月平群町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 31 日

平群町長 西 脇 洋 貴

末尾の提案理由をお願いいたします。

提案理由

この条例は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）が、平成
26 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い法律の題名改正を行うため、本条例
の一部を改正するものである。

別添の改正概要をお願いいたします。

内容でございます。

1 使用料徴収の階層区分の A 階層の定義（別表 1、別表 2、別表 3、別表
4）の関係で、いずれも、引用する法律の題名改正でございます。

改正前が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律」を、改正後は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正を
しております。

なお、この法律による該当者はございませんでした。

2 施行期日（附則関係）

令和 2 年 1 月 31 日から施行

以上、報告第 2 号の説明とさせていただきます。

○議 長

続きました

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度平群町一般会計補正予算(第5号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第1号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

後学のためにちょっと教えていただくというか、説明していただきたいんですが、この種のものでですね、ちょこちょこ出る。町の会計はトンネルで通るだけということなんですけどね、これは介護施設、事業所からですね、どういう経緯で要望なりがあってですね、県、国通じて、当然、町のほうから上げられるんだと思うんですが、どういう基準で採択されるのか、その辺がね、これまで聞いてなかったもんですから、ちょっとその辺ですね、介護保険制度とのかかわりがあるのかどうかわかりませんが、その辺も含めてちょっと説明していただけますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

この事業の進め方でございます。

当初、施設側から県のほうに要望しまして、県のほうから、今回でしたら内示がありまして、それに基づいて平群町が交付申請をします。その後、平群町から交付申請したものについて、また国から平群町に対して交付決定があるという状態でございます。平群町は、その交付決定を受けて予算措置をした上で、その施設側に通知をして事業を着工してもらおうと。最後、事業が完了しましたら、町が竣工検査等を確認しながら、それに基づいて、平群町からまた県を通じて国のほうに実績報告をして、お金が平群町へ入ってくるという形でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

その事業者からは、県に直接申請するわけ。町は全く通らずに、今の話やったら県に申請っていう話でしたけど、その点だけ、どうですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

当初は平群町を通じず、事業者から、施設側から県、国等に照会をかけて、その後、平群町に届いたのは、内示があったという段階から進めている状態です。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○8 番

具体的にですね、この施設がわかれば。当然、お金を出すことでありますので、施設名がわかればお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

施設名ですか。場所は、平群町越木塚地区の認知症高齢者グループホームでございます。

「いや、名前聞いている」の声あり

○福祉課長

施設名は、グレースの里でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きますして

日程第7 議案第1号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

行政組織条例の改正で、福祉課から福祉子ども課に変えるということで、これまで私も、子どもに関する業務の一元化をして、わかりやすい窓口体制の設置を強く求めてまいりましたけれども、今回これが、今、課長のほうから御説明ありましたが、子ども園の認定のみだけのものが、福祉課で大変御苦勞ですけれども、教育委員会等々でやっていただいたものがそこで合致するというところで、大変高く評価をしたいと思います。

そして、職員体制ですけれども、その点について何か、増員されるのか、その点、今現在でお答えできましたらお答え願いたいことと、そしてまたこれは、保護者の皆様、今まで教育委員会と福祉課、いろいろ分かれておりましたので、この周知についてはどのような形で周知されるのかについてお答え願いたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

事務の変更に伴いましての職員の体制でございます。

現在、子ども園のほうで、保育教諭以外に2名の事務の職員を配置しておる

というところなんですけれども、これが幾分か、今申し上げました、福祉課のほうに仕事に移ります。ただ、引き続き、こども園のほうに残る事務はございますので、予定としましては1名程度、福祉課のほうへの増員というふうな形で、こども園のほうは1名減員というふうな考えをしております。これは、これからの人事異動というところでの懸案事項になっていきますので、まだ未確定ということで御理解のほど、お願いしたいんですが、できるだけ仕事が執行できる体制をつくっていきたいというふうに考えております。

それと、周知でございますが、今、予定しておりますのが4月号の広報で、まず周知する予定をしておりますし、今回、議案のほうを可決いただきましたら、できるだけ早いうちにホームページ等でも周知していくというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

人員配置、未確定ということですが、福祉課も、本当に高齢者の対策等々たくさんありますので、しっかりと、一福祉課が全部背負うことのないような御配慮だけをお願いしたいと思います。

そして、周知のほうも丁寧に、間違うことはないと思いますけれども、保護者の皆様等々には丁寧な御周知をお願いしたいと思います。

そして、本庁舎内ですが、これまでから何度も言わせていただいておりますが、このレイアウトです。やはり、役場のほう、玄関入ってきたときに、このレイアウトですね、動線をわかりやすくレイアウトをしていただきたいということを、これまでも常々要望してまいりましたが、その点について、御検討されておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

役場のレイアウトというか、役場に入ってこられましたら、どこに何課があるのか、どういう仕事をされてるのかわかりにくいという声もいろいろ、多々聞いておる次第であります。過去には、看板をつけまして、番号をつけたりというふうなこともしております。

ただ、今ちょっと考えておりますのが、目で見てもよくわかるというんですか、色を使いながら各課を選別するというふうなやり方はどうかなというのは、

検討の段階で、まだ決定ではございませんけれども、そういったものを各課できれいに配置していきたいと。ただ、予算もございませぬ。限られた予算の範囲内でできる限りの対応ということで、今のところ、検討しておる次第でございます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

大変本庁舎も老朽化をしておりますけれども、老朽化している中でできる限り、今、課長おっしゃいましたけれども、皆様に入っていたときに、明るくわかりやすい体制、動線をつくっていただくことをお願いしておきたいと思っております。

○議長

山口君。

○7番

趣旨はわからなくはないですけどね。今、窪議員からもありましたけど、もう多くのところで一元化、子育て支援については一つのところでということで、三郷町に至っては担当部ができてるんですね。上牧は支援室っていうことになってますが。平群町も当然そっちの方向にいくということで、今回はこども園の事務問題だけですけども、今後その点、どう考えてるのかね。いやもう平群町はそのままでいくんだということなのか。何か小手先だけのやり方をするのかなというふうに思うんです。その点についてはどのように考えておられるのか。今回は、これはこれでいって、あと、もうちょっと整理していくというふうに考えてるのか、いやもうこのまんまですよということなのか、その点どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今後の対応、特に子どもの方に対する対応ということで、以前からも、議員の方々からもいろいろ体制についての意見をいただいております、役場内部でも、複数の担当課が集まりまして協議を重ねてきたんですけども、なかなかその一つの、三郷町の場合が担当部ということをおっしゃいましたけども、例えば子どもに関する専属の課みたいなものをつくるかどうかという議論をさせていただきました。

ただ、ちょっと今のところ、職員の人数の問題である、また場所の問題、い

ろいろなところから、なかなか合理的な見解というのは見出せていないという状況でございます。ただ、需要的には、さらに今後ですね、ふえていくだろうというのは予想しております。常に住民の方の目線で考えていくというのは、これはもう当然のことでございますので、これからも体制については、改善できるところについては改善していきたいということでございます。まだどういうふうにするっていうのは、何も固まっていないという状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第8 議案第2号 平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第3号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

マイナンバーをという、マイナンバーの関係なんですけれども、なぜ不妊治療、不育治療、この助成事業を平群町はやっているわけなんですけれども、この事

務に、マイナンバーの利用を可能とする、その理由ってのは何なんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

理由でございますが、住民サービス、利便性のために行うということと、これまではですね、住民の方々がですね、必要書類等を別の市町村とかそういうところへ、いろいろ取りに行っていた業務ですね、そういうものを省く。そして、行政サービスとしても便宜してですね、簡単にですね、住民の方のそういう部分の利便性を行うということでさせていただきます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

ということは、別にマイナンバー、それぞれの番号ですね、自身の番号をどっかに書いたり、提示したり、そういうことではなくって、よそからというか、他市町村から平群町へ来られて、そういうときに受ける場合に、ナンバーを示せば、その人の個人情報そこから来るので、それで便利になるって今おっしゃったんですかね。そういうことですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

そういうことになるんですけど、一応ですね、そういう情報を国のほうの機関から、国のほうというか、各市町村のほうから情報を得て、それを一旦国のほうの機械ですね、端末に情報を得て、そこから市町村のほうに情報を得ると。

そして、山口議員がおっしゃったように、住民の方に個人番号を御提供いただいてですね、それに基づいて、番号に基づいてその情報を得るということでございます。

○議長

山口君。

○7番

端的に言いますけど、じゃあこの個人番号をどっかに書いたり提示したりしないと、基本的にこの事業は受けられるのか受けられないのかどっちなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然ですね、従来どおりですね、転入された方については、所得証明書を提示していただければ、マイナンバーについては関係ございません。

それと、マイナンバーで番号を提示していただいてもですね、当然、税情報を見に行かなあかんということでございますので、本人様の同意が必要ということになってございます。

以上です。

「聞こえへん。もっと大きい声でしゃべってくれますか」の声あり

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません。

当然、マイナンバーカードを出していただいた、書いていただいたところでも税情報を確認させていただくことになりますので、本人さんからの申請書には同意書がついておりますので、それによって税情報を見させてもらうということになります。マイナンバーカードが、もし提示ない場合では、当然、従来どおりですね、所得証明書を添付していただくということになっております。それで、補助金の対象になるということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

今、確定申告のシーズンですけど、私も確定申告はするんですけどね、書く場所は当然あるんです。全くそれに書かずに出してもオーケーということになってます。

私がここで聞きたいのは、要するに、その番号を提示するなり書かないと事業が受けられないのかどうか、それだけなんですよ。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

サービスは、受けていただくことはできます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第3号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

10時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

福祉課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。福祉課長。

○福祉課長

すみません、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの承認第1号の補助事業の手続について、一部誤りがありましたので、報告させていただきます。

先ほど、施設から県を通じ、国に直接補助申請をすると説明させていただいたんですが、施設側から、この申請に基づきまして、平群町に一旦届きまして、ほんで平群町は協議書っていう形で、平群町の名前で県に書類を届けています。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長

日程第10 議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

まず、この休職の概念、説明してくれる。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

休職につきましてはですね、まず、いろんなパターンがあるんですけども、会計年度任用職員の方、フルタイムの方が来られてたとしましたら、まず病気になられた場合ですね、診断書を出されたら、病気休暇という休暇があります。これ、今回の議案ではないんですけども、規則のほうで添付させていただいておりまして、基本的には10日間というふうな形の部分がございます。ただ、いろいろ病気の種類によりましては10日間を除外するとか規定が、規則のほうで明記しております。それを過ぎますと、もう来られなかったら、基本的には欠勤という形になりますんで、分限処分ということで休職扱いというふうになります。そうになりましたときには、もう給料は出ないというふうな形となります。

○議長

山口君。

○7番

私、昔、民間企業、民間でもないんやけど、勤めてたときに、傷病手当とい

うか、要するに、例えば病気とかで休んでも、1年半ぐらい、これは別に、会社から出るのか、保険組合とかそういうところから出るんだと思うんですが、それとの関係では、これは一切関係ないということですね。要するに、1年半とかそういう、今、10日間は休めるみたいなこと言ってましたが、その休暇についても要するに、今度の会計年度任用職員の場合は出ないということですよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員からありました傷病手当につきましてはね、これは給料がまるっきり出なくなりましたら、今度は社会保険、そちらのほうからの手当というのは、これはございます。大体60%ぐらいというふうに聞いておるんですけども、そのことを今おっしゃってると思いますので、今回も、休職になりまして無給になりましたら、そういった手当は出てくるということでございます。

○議長

山口君。

○7番

これは、会計年度任用職員についても一緒ですね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一緒でございます。

○議長

山口君。

○7番

そしたらね、今度の改正後はですね、「休職の期間中法律又は条例に特別の定めがない限り」、「特別の定めがない限り」ってこう書いてるんですが、何か特別の定めがあるものもあるんですか。これは、会計年度任用職員だけじゃなくて、一般の職員の皆さんも含めて、その辺はどうなんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一般の職員というか、我々常勤の職員につきましては、先ほど言いましたような休職期間になりましたら、我々常勤職員につきましては、病気休暇というのが90日、これが決まっております。それを過ぎますと、休職という分限処

分になりまして、先ほど言いましたように、一般職員の給与に関する条例のほうで規定しております。その中で、休職になってから1年間、給料8割、一般的な病気の場合は80%出るといふような規定がございます。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第4号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第11 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第5号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第12 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8 番

私が先般、総合文化センターの運営について質問したときに、総合文化センターには、この観光文化交流機能は残るといような御答弁をいただいたというふうに記憶してるんですけども、機能は残って、どうして運営していこうとされてるんでしょうか。ちょっとその辺がわからないんですね。館は、要する

にそういう名称はなくても、機能が残れば、当然委員も必要じゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問にお答え申し上げます。

総合文化センターの、まずコンセプトの話ですけども、これは何度も説明させていただいておりますけども、文化交流、情報発信、にぎわい創出と、そういうコンセプトのもとに、総合文化センターの建設を行ったところでございます。それで今、議員御質疑の観光文化交流館の廃止に伴いまして、観光文化交流館の協議会委員も廃止すると、そういうような提案でございますけども、ただ現在の図書館においてもですね、情報発信という意味におきましてですね、平群の生涯学習とか社会教育の新しい拠点として情報発信を行っていくと、そういうものでございますので、こういった観光文化交流館の機能面については、図書館協議会委員の中でも審議されるものというふうに理解しております。

○議長

森田君。

○8番

図書館と観光文化とは、ちょっと意味合いが違うんじゃないかなと思うんですよね。私は、これはちょっと、議案にどうこう言うわけじゃないんですけども、機能が残るんであれば、当然、その審査会なり審議会とか委員会は残すべきじゃないかなと思うんです。これは人権交流センターも一緒のことだと思うんですけども。ちょっと私は、今、参事が御答弁いただいたことを不可解に思います。機能が残るんであれば委員会も残すべきじゃないかですね。それが、図書館の方にやっていただくというのは、これはちょっと私は解せないというふうに思うんですけど、再度御答弁いただけませんか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

先ほどの私の答弁で、観光文化交流館の機能を図書館のほうのみでやるというような、そのような捉え方もしていただいておりますけども、先ほども申しましたように、総合文化センターにおいてはですね、情報発信というのが大きな命題の一つでございますので、観光文化交流館と、そういうような委員はなくなりますけども、社会教育の大きな観点で、社会教育委員会議というものもございまして、その委員会議の中に中央公民館、人権交流センタ

一、また図書館協議会委員の方々も参画もされておられておられますので、そういった委員会議の中でも観光文化交流館の機能についても十分審議して、計画も立てていかれるものと、そういうふうに理解しております。

○議長

森田君。

○8番

今の件です、観光産業課としてどういうふうに思っておられるんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

ただいま巳波参事からお答えさしていただいたとおり、観光文化交流館の、そういったこれまでの活動については、総合文化センター、あるいは図書館のほうに引き継がれるものというふうに理解しております。

○議長

山口君。

○7番

全く整合性とられへんよ。じゃあ、観光文化交流館ができたときに、この協議会も設置されたわけでしょう。ほんなら、そのときに設置する必要なかったということやんか。そのときには、中央公民館も社会教育のほうもあったわけでしょう。図書館も、もちろん今もあるし、今後もあるんだけど。ほんなら、何のためにつくったんや、そのとき。そのときつくった経緯から掘り起こさないと。名前がそれやったからその委員つくっただけですか。だって、実際はほとんど図書館機能を中心に、あと観光文化ということで、いろんな展示したり、そういうものもやってたから、そういう名前にしたわけでしょう。前町長肝いりじゃないですか、名前自体が。それを今度、総合文化センターになって、単独の館そのものがなくなったから廃止するっていう説明ではね、この間の経緯からは全く整合性とれない。

今、森田議員からもあったように、総合文化センターというのは、中央公民館と人権交流センターと、それから観光文化館、図書館という言い方をずっとしてますけど、基本的には、その3施設が一緒になったものでしょう。当然、森田議員も言ったように、その機能をじゃあどうするんだって、その議論があっただけなのに、その会館の名前がなくなったから、その会館の名前のついた協議会は要らないっていうんだったら、さっき最初に言ったように、何のために最初つくったんですかと、そこから説明せなあかんわけでしょう。だ

から、これは一教育委員会の問題じゃなくって、町全体の施策の問題なんですよ。別に観光文化を軽視してるというふうなことを言いたいわけじゃないんですよ。当然廃止するとなったら、そのための協議はしてるわけでしょう。じゃあ、そういう整合性はどういうふうにとるんですかっていうのが森田議員の質問やし、私もそこは非常に疑問に思ってます。町長、その点どうですか。

○議長

山口君。

○7番

答えられへんような議案出してきてるわけやで。だって、町長知らんの、これ。町長の名前出てるわけやんか。教育委員会だけの問題と違うでしょう。当然協議したはずやから、その協議内容を説明してくれたらええねん。これを出すに当たって協議してるわけでしょう。その協議した内容を説明してくれたらいいんじゃないですか。

「議長、ちょっと5分休憩お願いします」の声あり

○議長

10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

貴重な意見いただきましてありがとうございます。

先ほどの件について、再度答弁させていただきます。

観光文化交流館を廃止する件につきましては、観光文化交流館協議会委員、そして図書館協議会委員というのがございますけども、この両方の委員さんは兼ねておられますので、観光文化交流館を廃止する件についてはですね、双方の協議会の中で既に議論されたものと理解しております。

それと、観光文化交流館の機能と図書館の機能の件ですけれども、廃止された観光文化交流館の機能ということで、その運営規則の中に地域情報の調査とか収集、情報発信と、そういうような事業は書かれております。図書館についてもですね、観光文化交流館の中に存在する図書館という意味におきまして、図書館の目的の中に地域の歴史、文化資料の収集、保存及びその調査研究と、そういうようなことが書かれておりますので、既にですね、その図書館においても観光文化交流館の機能を包含して行っていたということで、観光文化交流館設置条例はなくなりましても、引き続き、図書館において、地域の歴史、文化の収集、保存及び調査研究の情報発信が行われると、そういうふうに理解しております。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、別にね、館がなくなることはもう12月議会で決めて4月からない、そんなことを言ってるんじゃないかって、もともと総合文化センターそのものが三つの館を統合して、それを引き継ぐということなんだから、だから人権交流センターは協議会が残ってるわけでしょう。部屋がどこにあるのか知らんけど、一応残ってるわけじゃないですか。部屋はあんの。部屋があんねやったら部屋があるで、そこに残ってるわけでしょう。図書館は図書館であるやん。

ほんで、言いたいのは違うねん。この協議会というのはですよ、協議会そのものを残すかどうかじゃなくて、今の答弁で不足があるのは、こう書いてあんなねんね。観光文化の振興を目的にしてる内容としてですね、歴史的風土に根差した文化を認識し、ふるさとづくりの意識を広げていくことを重視して、農業を含めた観光文化、歴史の情報発信と交流の拠点として平群町観光文化交流館を設置する。その設置の目的に合わせて協議会ができたわけでしょう。

ほんで今、図書館の委員と兼ねてるって、委員と兼ねて、毎回一緒に会議やってるわけ。図書館とこの文化観光、一緒にその協議会では会議やってるわけ、これまでもずっと。ずっと一緒にやってるわけ。ほんで議題も一緒なわけ。だって、図書館の機能と、図書館がいろんな文化を発信するっていうのはわかりますよ。せやけど、農業を含めた観光とかなってきたら、図書館と観光とそんな直接、それやったらもう教育委員会で全部観光もやったらええやんかってなるやん。何でもかんでも一緒くたにして考えるっていうやり方はどうなのっていう。だから、やめるならやめるできちっと、あとどういうふうに引き継がれるのか整理した上で出してくるべきやって言ってるわけですよ。だから、全部総合文化センターに機能が移るんであればそちらで、名前は別にしてですよ、

そこの部分を特化した、協議会か何か知りませんが、協議会をつくるかどうかという、別に協議会がある、ないの事を言ってるわけじゃなくって、そういう機能を持たした、こういうふうになってますという説明をしっかりとすべきやという。だから、整合性を持たせろって別に、これがなくなったからどうのこうのとは思いませんけど、そこんことを言ってるんですけど、その辺では、今では、要するにこっちで、図書館のほうでそういう機能も果たすから要らんですって言うてんねやったら、さっきの答弁と何も変わらへんやん。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございますけども、観光文化交流館と図書館の件については、以前の議会でも申し上げたんですけども、もともと観光文化交流館と図書館、そういう2階建てのものを、今回は1階建てに集約、集約という言葉が適切かどうかわかりませんが、2階建てを1階建てにしたようなものでございますので、今、議員おっしゃるようになりますね、もともとの観光文化交流館と総合文化センターの整合性についてはですね、今後十分検討してまいりたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

山口君のさっきの発言やけど、この総合文化センター、ここに建設に至ってこれ何年ここで協議したか、議会で。また、いろんな場所でも協議し、そこで、先ほどどう言うた。人権交流センターの中に、どこにあるかわからない、私知らない。恐らく勘違いされてると思うんやけど、そのことは人権交流センターの、私は、審議会の会長として非常に、山口君の発言に対しては失礼な発言やなど。それと、皆さん寄って見学も行ったはずや、議員だけでも行きました。山口君もきょうはちょっとどうかしてはるんかなというふうに認識してますけども。

それはそれとしてね、まとめて言えば、先ほど来聞きますと、要するに、図書館のメンバーの方、審議会か、図書館の協議会委員さんと観光文化交流館の協議会の委員さんが同じメンバーであると。間違うたら言うてくださいよ。そこで、観光文化交流館協議会を今度は廃止しますということを図書館の協議会の委員さんで議論され、皆さんが承諾された。そこには議会議員さんも入っておられるということを知っている。

そこで、今の運営規則、いろいろな観光文化の運営規則については、今おっ

しゃったように、今度、図書館の協議会のほうで包含してやっていきたいと思いますということが一定決められたという、今、参事の報告がありましたけど、そのような認識でよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

そのような認識でございます。

「はい、わかりました。結構です」の声あり

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

別段反対する気はないですけれども、この種の説明については、こういうふうに、こんなことが何回も起こるとは思いませんが、きちんと町のほうで、しっかりした、それまでの経過も含めたことも明らかにした上でね、そういうことをきちっとしてですね、議会に余計な心配をされないような、説明をできるような内容で提案していただきたい。そのことは指摘した上でですね、あえて反対はいたしません。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

僕も反対違うんですよ。この議案第6号で、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてという議題になってます。これは、先ほどおっしゃったように、9月議会かな、そこで一定、この部分について条例を改正された。そのときにおいて、まだ執行していないということで、追加の一部条例の改正するという条例の文言を追加されたというふうに私は認識しております。ということは、私は思い

ますよ。このときに、教育委員会さんのほうから、今回の議案について、提出が同時にされるべきであったなということを私は認識しております。忘れてはったと言うたら怒られるか知らんけども、そのときに議論されてたらこういうことなかったんじゃないかなというふうに認識もいたしますんで、今後は、こういう条例、いろんな条例にいろいろまたがりますんで、今後は、ちゃんと精査して出していただくようお願いをしておきます。

そういうことで、私は賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第7号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8 番

手元に資料がないんですけど、例規集を見ても、まだ以前の料金表、条例が

記載されていないんですけども、和室 33 平米、小会議室 24 平米の料金表は幾らになってるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

料金表はですね、この条例がまだ未施行のため、じょうれいくんのほうでは見れないんですけども、9月議会で提案させていただいた料金表で言いますと、和室についてはですね、町内の方が1,500円、小会議室につきましては、町内の方が1,200円でございます。

○議長

森田君。

○8番

そうすると、和室の33平米が1,500円。今、研修室1Aが、ほぼニアリーイコールの面積で1,400円ですね。ちょっとその辺の整合性がとれないんじゃないかなと思うんですね。和室はちょっと、押し入れとか床の間とかあると思いますので、それは面積に入っていないと思うんですけども。やっぱりそういう、足して2で割るじゃなくて、逆に言えば、和室使った方が高いからですね、逆に言えば、用途は違うと思うんですけども、研修室1Aを使うということも、100円ぐらいですから、それはないとは思いますが、そういうこともやはり考慮して料金設定されるべきじゃないかなと。

大きいものは、大体安いのが一般的だと思うんですよ、小さくなると高い。それでなくとも、やっぱり考慮すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、それはどのような考え方なのか、その考え方だけもう一度確認させてください。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございます。

料金設定の考え方につきましては、先の9月議会のほうで、使用料の算定基準に基づく算定ということで御説明させていただいたところでございます。

それで、今、議員からも質問にありましたけども、いわゆる和室の機能とか会議室の機能、そして2階の研修室にはですね、プロジェクターの機能とか、各部屋によってそれぞれ違う機能がございましてけれども、使用料を決定するに当たってですね、そのような機能をどこまで考慮するのかというようなことも当然考えたところでございます。

ただ、今回の総合文化センターにおいてはですね、当然和室、研修室1ということで、若干の機能はございますけどもですね、各部屋によって、特段の機能の差はないと。設備を、その料金設定に反映させると、そこまでの大規模な設備も備えておりませんので、使用料についてはですね、あくまでも算定基準に基づいてですね、平米を基本にして算定したと、そういうところがございます。

○議 長

森田君。

○8 番

質問とちょっと違うと思うんですよね。だから、同じような部屋の大きさなのに料金が違うんじゃないかということ言ってるわけじゃないですか。それは、いろいろ検討してそうなったと思うんですけども、和室の33平米と、床の間入れたらもっとなるんでしょうけども。それと、研修室1が36平米とほぼ一緒なのに料金が違うというのが、大きな部屋を二つに割ったから、足してイコールの数字になってるからちょっとおかしいんじゃないかというふうに申し上げてるわけです。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございます。

同じような面積でですね、100円ということではありますけども、料金に差がございます。それで、料金の設定についてはですね、当然、算定基準に基づいて計算するんですけども、あまり料金表に10円単位の料金設定をすることはですね、利用される方も料金を徴収するほうも、ちょっと手間がありますので、100円単位で、四捨五入ではありませんけども、こういった料金表にまとめさせていただいたというところがございます。

面積によって、100円ないし、若干のですね、もうちょっと差はあるかもわかりませんが、基本的にはですね、算定基準に基づく算定ということで御理解をお願いいたします。

○議 長

植田君。

○6 番

少しお聞きをします。

三つの施設を統合して、この総合文化センターになって、その経緯の中でもありますね、部屋数の問題でね、いろいろやっぱり住民の方から、三つが一緒にな

んのに、部屋数が中央公民館のときと変わらへんやないかっていう声なんかもあって、今回、利便性の向上のために部屋を割って提供しよう、使ってもらおうということになったんですけれども、そういう中で、このパーティションで区切るということですよ。今、中央公民館でもそうなんですけど、隣の音の関係が結構やっぱり響くというか。今の新しい、もし入れはるパーティションが、隣の声がある程度遮断できるような状況のものをパーティションとして考えてはるのかどうかっていう問題と、それとこの二つに割ったことでね、研修室の1A、1B、この四つの部屋、大体対象の使用人数っていうんですか、どれぐらいの人を対象人数として見てはるのかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございます。

研修室1と2を可動間仕切りによって分割してお使いいただくと、そのことでございますけども、当然、可動間仕切りについてはですね、薄いカーテンとかアコーディオンではなくて、一定の厚さのボードを設けてですね、ボードの下のほうにはそのボードが動かないように、ちょっとワンタッチで床に簡易に固定できるようなフックみたいなものを設けております。ただですね、完全に隣の声が聞こえないようにするという事は不可能でございますので、この件につきましては、貸し出しをするときにですね、利用者の方にはですね、可動間仕切りであっても隣の部屋の声が聞こえる、そういうことも十分お伝えして利用していただくようにしたいと思っております。

それと、人数の関係でございます。

部屋の定員ということは条例上定めておりませんが、研修室1、研修室2、全体でいけばですね、机を今、12脚程度配置しております。1脚に2人ないし3人の方がお座りいただくと、そういうことになった場合はですね、机が12個であれば、2人掛けであれば24人、3人掛けであれば36人と、そういうふうな計算をしております。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4 番

本当に簡単な質問なんですけども、二つに割るということで、稼働率っていう意味では必ず減るといいますか、案分してる限りにおいてはですね、片方をだけ使うということもふえてくるとなると、来年の収入の部分では減ると普通

は考えられると思うんですけども、その辺はどの程度試算されてるんでしょう。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

まずですね、質問を二ついただきましたけどもですね、部屋を二つに割ることによって、そのことが収入への影響ということで、まず二つ目の質問いただきましたけども、その点については、正直試算はしておりません。

あと、二つに割ることによって稼働率がどう変わるかということでございます。

それで、先月ですね、内覧会、2回開催させていただきましたけども、利用者の方がこちらのほうで用意しましたパンフレットを片手に各部屋を十分に見ていただきました。その中でですね、私が聞いた限りにおいてはですね、80平米程度のやや広い部屋よりはですね、もう少し狭い部屋のほうが使いやすいと、そういうような意見を聞いております。実際ですね、今の現中央公民館におきましてもですね、大ホールの横に談話室というものがございます。その談話室の大きさが約50平米ということで、その50平米ぐらいが一番使いやすいと、そういうような声もいただいておりますので、今回の条例改正におきましてですね、80平米と、そういう部屋の使い方もございますけどもですね、少人数でもう少しコンパクトに使いたいと、そういうような方のお声も聞いています。

○議長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

今回の、部屋を分割して、利便性の向上に資するというので、これは一定理解ができます。

それで、関連でお尋ねしたいんですが、管理運営についてですので、駐車場の件につきまして、これまでから何回かお尋ねをしておりますが、今現在、どのような方向性で進捗しているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま、駐車場の件で御質問いただいております。

駐車場の件につきましてはですね、かねてより御質問いただきまして、私のほうからも、何回かお答えさせていただいております。基本的な考え方はです

ね、あくまでも文化センターを利用される方と利用されない方、その方々の間に不公平が生じないことを前提に民間委託を検討していると、そういうふうにお答えさせていただいております。

その件につきましてはですね、いろんな民間業者がありますけどもですね、複数のそういった駐車場管理をする業者とほぼ打ち合わせも終わりましたですね、町の方針も決めております。間もなく、駐車場の外部管理についてですね、ホームページで広告を打つ段取りをしております、年度が変わって、できるだけ早い時期に民間委託をできるように進めてまいります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

よろしくお願ひしたいと思います。

不法な駐車によって、そこに来られた方が利用できないようであれば本末転倒になりますので、また民間委託するということで、パーキングのチケットの料金設定やら、また磁気処理についてもあると思いますので、今は4月11日オープンで自由に入っていただけますが、いつごろからこれを導入される御予定か、今わかる範囲でお答え願ひしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

導入予定時期の質問でございます。

これにつきましてはですね、これから内部決裁をとりまして、広告の準備をする、事業者を募集する、そして評価項目に基づいて評価をして業者を決定すると、そういう過程を踏んでいきますので、具体的にいつの時期にゲートを設置できるか、はっきりとは申し上げられませんが、遅くとも5月ぐらいまでには、4月末か5月ぐらいまでにはゲートを設置できるように努力したいと思っております。

○議長

窪君。

○10番

利用者の皆さんの御不便にならないように、速やかに願ひしたいと思います。

そして、最後にもう1点、駐車場についてですが、車椅子の駐車スペースの確保はもちろんですけれども、今、奈良県で平成28年度から、奈良県思いや

り駐車場制度がスタートしておりまして、歩行困難の方やら難病患者、内部疾患の方、また要介護の方、妊婦さん、またけが人などの歩行困難の方の移動に配慮が必要な方を優先的に駐車できるスペースの確保が必要だと思うんですが、その点、まだ平群町では、この導入、これを設置される予定があるのかどうか、1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問、お答えさせていただきます。

御質問いただきました奈良県の思いやり条例ですかね、福祉の思いやり条例というもの、私も拝見しております。総合文化センターにはですね、当然身障者の駐車場、3台設けておりますけども、今、御質問ありました、そういった妊婦の方とか、体に疾患のある方のそういった駐車場スペース、特にここというものは設けてございませんけれどもですね、県内の状況を見てみますと、いろんな公共施設のほうで、今、議員から御質問ありましたように、そういった福祉の思いやりのマークをですね、白と緑のマークやったと思うんですけども、そういったマークをつけて駐車場を設置しているところも多数ございますので、我々のほうも、またそういった方向を否定することなくですね、できるだけ早い時期にそういったものもできるように検討してまいります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時10分)

再 開 (午前11時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第14 議案第8号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

これに該当する方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

中国残留邦人等の対象となる入居者の方は、これまでいらっしゃいません。

○議長

山口君。

○7番

認知症の方とかの家賃決定に当たって、本人が申告せずに、町のほうが関係のところを調べてするということですがけれども、これ、例えばね、一般的にそ

ういう人でない、普通の人と言ったら変な言い方ですけども、これに該当しない人が、例えば公営住宅の場合、収入の申告等をしていなかった場合ですね、当然、一番高いところの家賃になりますよね。なりますよねって、なるんやけど、そういうのに対しても、町のほうから、この条例とは直接関係しないかもわかんないけども、そういう場合に、町のほうからきちっと調べて、家賃設定するとかそういうことには、このあれはそうはなっていないと思うんやけど、そういうことは、本来、全くできないものかどうか、その点はどうなんですかね。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

これまでも課税情報を出していただくということになっておりますが、同時に、課税情報の本人同意をとってですね、町のほうでも税務課のほうに問い合わせをしているところでございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

先ほどから、中国残留邦人等のということで議案がありましたけれども、ちょっとお聞きしたいんですけども、今は平群にはいてないというんですけども、どういう形で残留邦人であるというチェックですね、そういうことを行うのかは、町独自でまたやられるのでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

この方が中国残留邦人であるかどうかの、町としてチェックはしません。本人の申し出ということになってまいります。これまで、そういった方がいらっしやらなかったということでございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

ということは、本人がそう言えばなってしまうということですか。証明書は、たしか中国政府が発行するはずなんですけれども、ちょっとこの件については私もいろいろな情報を得てまして、余りここでは言うべきことではないかもしれませんが、町の段階で、本当にそうなのかどうかというチェックがもしできれば、できないっていう法令が、法令的にはできにくいところはあるっていろいろいろいろ聞いてるんですけども、今、平群町にいなくても新しく入

ってこられたときに、そういう、少なくとも平群町にとってはよろしくない事項になりかねないので、その辺は慎重にチェックなりをしていただきたいと思います。もう答弁はちょっとできないと思いますので、私がこういう発言をしたということは、深く深く考えていただいて、よろしくお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第8号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第15 議案第9号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第6号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第9号 提案理由説明

○議長

質疑に入る前に、午後1時30分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 (午前 11 時 56 分)

再 開 (午後 1 時 30 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより令和元年度平群町一般会計補正予算(第6号)に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

16ページをお願いしたいと思います。

御説明がありました。南小学校のトイレ改修について、大規模改造事業費として2,510万3,000円が予算計上なされておりますが、まず、財源内訳や、また交付税算入による町単費での実質の町の持ち出し額を御説明願いたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

財源内訳でございますけれども、設計費、施工監理、工事費合わせまして、総事業費が2,510万3,000円でございます。財源内訳につきましては、国庫補助が3分の1でございますので、836万8,000円、起債が100%充当で1,670万円、一般財源が3万5,000円。後年度におきましては、50%が交付税算入されますので、835万円が普通交付税に加算されますので、実質の町の単費の額といたしましては838万円となります。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

本当に、各小学校の洋式化では、大変皆さんに御苦勞していただいておりますが、今回、補正で南小につけていただけて高く評価したいと思います。

それで、改修の工事内容についてお尋ねしたいと思います。また、それによります洋式化率、どのように反映されるのか、お尋ねします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをいたします。

工事改修内容でございますけれども、まず南館の1階から3階部分でございますが、男子、女子のトイレ部分を和式から洋式へ、1階から3階までで合計で19基。そして、小便器が1階から3階までで18基を改修いたします。そして、合わせましてですね、2階と、3階に多目的トイレを1基ずつ新設をいたします。そして、各階それぞれトイレの配管改修と、床を乾式に施工するという工事内容でございます。

それと、もう1点の洋式化率でございますけれども、校舎、体育館、運動場合わせまして、和式が20基、洋式が30基、合計50基となっております。洋式化率で申しますと、50分の30。ということで、60%ということになるわけですが、まず分母であります、全トイレ数につきましては、これは教育委員会の考え方でございますけれども、南小学校の児童数につきましては、昭和60年当時、470人おられましたけれども、今年度につきましてはもう150人という、ピーク時の約3分の1の児童数となっております。施設台帳上は和式・洋式合わせて65基という施設台帳になっておりますけれども、学校といろいろ協議をし、今、実際に使用していないトイレでありますとか、今後、もう使うことがないトイレにつきましては学校のほうとよく協議をしてですね、その部分はカウントせずに、本当に必要な分、使用する部分、使用する可能性のあるトイレの数に絞り込んで、50基を分母とすることにいたしましたところでございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

それと、確認ですが、これで南館が全部洋式化になるということと受けとめていいのかと、それから学童がございまして、学童の部屋のそばのトイレもここに入っているのかどうかという確認と、工事ですが、これから配置をされてどうのこうのと思っておりますが、いつごろにこの洋式化が完成するのか、今の時点でスケジュールを教えてください。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、学童の子どもさんが使用されているトイレにつきましても学校のトイレ

レということで、あわせて施工したいと考えております。

そして、いつごろ竣工の予定かということですが、子どもさんが休みである夏休みを中心に、トイレ改修をできる限り終了していきたいと、このように考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

それでは次に、今回、大きな補正額で、2億を超える補正額ですが、その中でも目玉となっているのが、小中学校のICTの環境整備のための予算、8,186万6,000円の予算が計上なされておりますが、これは、文部科学省がGIGAスクール構想をスタートさせることになり、小中学校に1人1台のタブレット端末を配備することになり、今回、この補正では学校内での高速大容量の通信ネットワークを整備するという予算だと思います。これ、小中合わせての計上、8,186万6,000円ですが、この財源内訳と、工事のスケジュールについてお尋ねします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

財源内訳につきましては、小中合わせまして8,186万6,000円。そして、国庫補助金が2分の1でございますので、4,093万3,000円でございます。そして、起債100%充当で4,080万円でございます。一般財源につきましては13万3,000円、後年度におきまして60%が交付税算入、2,450万円が普通交付税に加算されますので、実質の町単費につきましては1,630万円、事業費の約20%分でいけるといいう利な補助メニューを活用していきたいと思っております。

それと、今後の工事スケジュールでございますけれども、本日、この補正予算を議決をいただきましてですね、仕様書を決定して、公募型のプロポーザルのプレゼンによりまして業者決定を行いたいと考えております。そしてまた、この工事につきましては5,000万円以上という工事になりますので、6月議会で契約の議決をいただきまして、その後、工事に着手してまいりたいと、このように考えております。そして、夏休みとか冬休みを利用しまして、あるいは、場合によっては土曜日、日曜日でも工事を進めましてですね、令和2年度末、3月末までに竣工を目指し、令和3年の4月から本格運用を目指してい

たいと、このように考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

これ、全国一斉になりますので、大変だと思いますけれども、スピーディーにできるようにお願いしたいと思います。

それにあわせて、このICT化、冒頭申しましたが、1人1台の端末、タブレットを配備することによるネットワークがさくさくとできるようにするための環境整備をこの補正でしていただきますが、私、今回、新年度予算で1人1台の端末の分が予算計上されてると思っておりましたが、入っておりませんが、今回これ、県単位で1台、3種類の中から選ぶということで4万5,000円までの端末の中で、本町としてどれを選ぶかということですが、新年度ではこれが入っておりませんけれども、この全学年に1人1台の端末を配備する、実現するまでのロードマップについて、簡単で結構ですので、御説明願いたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これからの端末のスケジュール、国が示しておりますロードマップにつきましては、通信ネットワーク整備工事の補正予算を2年度中に明許繰越いたしまして、令和3年の3月末までに完了いたしたいと思います。

そして、端末整備につきましては、令和2年度末までに、国が示してますのは、小学校5年生、6年生、中学校1年生に整備、そして令和3年度末までに、中学校2年生、3年生に整備、そして令和4年度末までに、小学校3年生、4年生に整備、そして令和5年度末までに小学校1年生、2年生に整備となっております。ですので、令和2年度中に小学校5・6年、中学1年生の端末の補正予算を、6月議会ごろになるかと思いますが、上程をさせていただきまして、予算を確保して進めていきたいと思っております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

これも、全国一斉に端末が、全ての全国の小中学校で、スケジュールは違うと思いますが、スタートしますので、大変御苦勞をおかけしますが、どうか

よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今回この補正予算では、新型コロナウイルス感染に関する予算は計上がなされておひりません。ですが、緊急ですので、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、小学校、感染拡大防止のために、国の要請を受けまして、小中学校、平群町でも、一斉臨時休業を3月2日の午後から24日まで、休校ということになっておひりますが、これによってさまざまな、全国でも課題への対応が進められておひります。一般では、2日に仕事を休んだ保護者に給料を支払った企業に対して全額補助するような制度も発表されておひります。

そこで1点ですが、まず学校が一斉臨時休業することで、一番影響を受けるのが学校給食ではないかと思ひます。それで、それにあわせまして、給食が停止しますので、今、月額給の調理員さんと臨時給の調理員さんと、また各学校に配膳員さんがおられますが、この方たちの仕事がなくなるということになり、影響が出ないようにしていただきたいということは、私も教育委員会のほうには、先週のほうからもお願ひをしているところですが、今現在の状況と、これからの、この方々の臨時休業による雇用の影響に対して、どのような対応をお考えでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答ひをさせていただきます。

雇用の影響ということでございます。述べていただきましたように、給食調理員、そして給食配膳員、そして、あとは小学校、中学校におひります特別支援介助員の方が時間給でおられますけれども、まず今対応しておひりますのは、学童のほうは8時から夜7時半までの開所ということで、時間が拡充しておひりますので、指導員の中にも、扶養の範囲の中で働いておられる方も数名おられますので、その時間延長に対して対応できないということもござひますので、その子どもさんたちの安全を確保するという意味で、小中学校の特別支援介助員の先生方には学童のほうに入っただき、勤務をいただいております。

そしてまた、給食センターの調理員さん、そして給食の配膳員さんにつきましては、本人の意向確認をいたしましてですね、雇用の確保という意味合ひで、教育委員会の事務、広くは、今後4月に向けての大きな課題であります総合文化センター、図書館等への引っ越し準備のお仕事も多々ござひますので、その部分でのお手伝いをいただくという方向で、今現在、雇用を確保する方向で進めておるところでございます。

○議 長

窪君。

○10番

昨日ですかね、国のほうも、子どもの居場所確保による影響で、そういう、今いらっしゃる職員の方々が別のところでお仕事をしてもらって雇用を確保することはオーケーだということが発令をされておりますので、大変ありがとうございます。やはり、このことで影響を受けられた役場の職員の皆さんの雇用を守ることは生活を守ることになりますので、評価したいと思います。

ただ、1点。これ、今、3月末まで、大体イベント等も、学校のほうも3月24日までですが、この感染が、本当に一日も早く終息をしてもらいたいことを願いますが、もしこの4月以降、給食の予定をしている状況が、給食が提供できなくなった場合も、このまま同じ、今、課長おっしゃいました雇用は、この方々の雇用も守っていくというふうに受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

4月以降の雇用の確保という御質問ですけれども、今、現時点では見えておりませんが、極力、本人の意思確認をしながら、本人にとって、生活給に充てられる方もおられますので、そこら辺は努力して進めてまいりたいと思っております。

○議長

窪君。

○10番

すみません、最後1点。

食材がキャンセルされたと思いますが、簡単で結構ですので、そのことに対する影響と、また保護者の皆さんへの給食費の徴収は多分されないと思いますが、ここで御確認をさせていただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えいたします。

給食食材が3月、給食が実施できないということで、給食センターにキャンセルをいたしました。急なことでございましたので、所長のほうが本当に頑張ってくれまして、業者のほうに走り回って、ストップをかけてくれたわけでご

ございますけれども、3月分の給食費、大体500万円の食材の額になっておったわけですが、いろいろと回ってくれまして、キャンセルができなかった部分につきましては40万円ということでございます。ただ、この40万の中でもデザートとかもございましたので、それにつきましては、各こども園、そして学童保育のお子様に活用していただいていると、そのような状況でございます。

それと、給食費ですね。給食費のほうにつきましては、3月分につきましては、2月の末に口座振替で引き落としがされておりますので、もう徴収された状態になっております。ですから、3月分、1カ月丸々分を返金をさせていただくわけなんですけれども、卒業生、小学校6年生と中学校3年生の子どもさんに限りましては、卒業式のときに、直接、個別にお返しをさせていただく。そして、小学校1年生から5年生、そして中学校1年生、2年生の子どもさんの分につきましては、4月分に充当させていただくと。ただ、4月以降、300円の値上げをさせていただくことに決定をいただいておりますので、4月分の差額の300円につきましては5月分にプラスをさせていただいて、5月分と一緒に引き落としをさせていただくと、このような対応で考えております。

○議長

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

一つは、12ページの障害児施設給付事業のところ、対象者がふえたということで補正をされてるんですけども、現在、ここに通われてる児童がどれぐらいなのか。それと、今のコロナの関係で、学校は一斉休業になっているという状況があるんですけども、放課後デイの関係なんかもここに入ってくると思うんですが、開所されてるのか、やっぱり閉められてるのか、そこら辺のところ、どのように教育委員会として把握をされてるのか、あれば教えていただきたいという問題が1点。

それと、学童の分については、開所を平群町でもしてるんですけども、まだ2日ほどですけども、学童の利用状況ですね、そこら辺はどのようにつかんでおられるのか、その辺のところもお聞きをしておきたいと思います。

ホームページでは緊急に、学童保育、保育に欠ける子どもたちが利用できるように、ホームページのほうでは申し込みできるように対応をされてるみたいなんですけれども、まだ2日ですので、どうなのかわからないが、そこら辺とこ、緊急の対応の申し込みがあったのかどうかも含めてお聞きをしておきたいと思います。

それとあわせて、13ページの町外保育の委託料、ここも利用者というか、対象者がふえたということなんですけれども、何人分ぐらいがふえているのか、現在どれぐらいなのか。それと、この町外保育がふえたっていうのは、町内のこども園のほうで対応できないという状況の中で、町外保育という選択肢でなっているのか、どうかそこら辺のところもお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

障がい児のお子様につきましては、現時点では把握のほうはできておりません。

そして、学童保育の関係でございますけれども、今回、急な学校休業ということになりましたですね、学童保育のほうにも多くの方々が申し込みされるのかなと心配をしておったわけでございますけれども、まずは、休業になってから、全学童の中で合計4名の方が新たに申し込みをされたという状況でございます。そして、出席率につきましてもですね、現在、平群学童、南学童、北学童合わせまして、出席率が53%ということで、本来、1月の出席率から見ますと、1月の出席率が68%という数字になっておりますので、それに対して53%ということでございますので、家庭の中で何らかの工夫をして、自宅で自粛をして家で待機をしてくれているのではないかなと、このように考えておるところでございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、こちらのほうから障害児施設給付事業の利用者数についてお答えさせていただきます。

12月議会の補正までには大体52人予定してたんなんですけども、今回、7名追加して、59名を見込んでいます。例年でしたら大体40人ぐらいですけども、今回、かなりふえて1.5倍ぐらいにふえています。

それから、町外保育に伴う利用者数というところで、8人を当初見込んでたんなんですけども、今回、9人増加して17人というところで考えています。ふえた理由につきましては、おっしゃるとおり、町内のこども園に入園ができていなかったことにより町外保育が増加したと考えてます。年度当初になりましたら、また当初の17人から、通常の3人ぐらいに戻るよう考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

ありがとうございます。

学童のほうはね、全国的に学童が大変な状況になるということは言われてたので、平群の場合は、今お聞きしたら、通常よりかは出席率が低いということで、聞くところによると、長期になるので、親御さんの祖母のところへ、学童のたくさんの方の集団の中でいた場合は感染という可能性もあるということで、そういう手だてをとられた方もいらっしゃるみたいなので、そういう中で、平群はそういう混乱が今のところは起きていないという状況なので、それは一つ安心したかなというふうに思います。

それと、放課後デイなんかの施設については把握をしておられないということですので、ただ通常の、通常というか、学童に行ける子どもたちはいいんですけども、放課後デイなんかを利用されてる人たちにとっては行き場というのがやっぱりなかなかないので、そこら辺はちょっと、どこに通われてるのかっていうのはある程度、教育委員会としても把握はされてると思いますので、一遍そこら辺の調査もちゃんとしていただけたらなというふうに思うんですが、よろしくをお願いします。

町外保育の、課長のほうから、こちらは、今、町外保育に行かれてる方が、基本的には、町内のこども園に入れないのでそちらを使われてると。4月からは、そこら辺も、町内の両園のところまでカバーできるというふうなことをおっしゃっていただきましたので、しばらくの間、ちょっと御不便をかけるということにはなるとは思うんですが、ぜひそれはそういう対応などでよろしく願いしておきます。

○議 長

森田君。

○8 番

今、コロナウイルスのことで、窪議員からも質問があったんですけど、ある程度まとまったときにですね、ある程度終結する状況についてはですね、まとめたものを議会にも報告をしていただきたい。まずそれはお願いでございますが。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今回、机置きさせてもらっていましたが平群町の取り組みの状況でございますけれども、今後もその状況につきましてですね、逐次報告をできるのであればさせていただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○8番

ぜひとも、金額のことも含めて、わかるようにしていただきたいと思うんですけども、先ほどICT化の授業を国の補助金でやるというふうになってるんですけども、具体的にどのようなことをやろうとして計画されてるのか、ちょっと目に見えないんですけども。

それでまた、何やら方式でやるというのは、国の方針かどうか知りませんが、逆にまたそれも見えなくなってしまう可能性もあると思っておりますので、その辺、どういう工事内容を計画されてるのか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいま御質問にお答えをさせていただきます。

主な工事内容につきましては、充電、保管のキャビネットですね、充電式のパソコンを充電させる機械ですけれども、それを59台。そして、無線のアクセスポイントですけれども、これ139台。そして、その設置箇所数につきましても139カ所ということで。そして、ギガ対応のケーブルの校内LANの設置でありますとか、その他では電気工事、そしてまたルーター設置等々で、諸経費も含めまして、そのような金額になっておるわけでございます。

○議長

森田君。

○8番

今の内容を聞いたらですね、別にプロポーザルでやらなくても十分やれる、要するに、価格によって競争できるような内容だというふうに思うんですけども、その辺はほかの市町村もそのようなことを計画されてるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えさせていただきます。

単なる入札の価格の比較の競争でありますと、なかなかそれぞれの学校の特色といいますか、ICT教育を目指す中でどのようなものがあるのか。そして、

端末の使い勝手でありますとか、プロポーザルですするというのは、企画提案方式でございますので、価格のみならず、メンテナンスも含めまして、いろいろと込み込みでの工事になるかと思っておりますので、入札は、価格だけの入札ではなくてプロポーザルで、企画提案方式で進めていきたいと考えております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

意味がわからないんですけども、それは誰か決める人が、コンセプトがどうあってですね、決める人たちがそこそこの能力がなければ、教育委員会がないということをお願いするわけじゃないんですけども、ちょっとその辺が、キャビネットとかLANとか言うたら、図面が表示できるというふうに思うんですよね。なぜそういうプロポーザルにこだわるのか、国の方針なのかですね。いや、私はその辺は過去にもいろいろプロポーザルでやられてですね、町から報告を受けてるんですけども、やはり透明性のあることは、町自体に私は求められてるんじゃないかなと思うんですよね。その辺のことをもう一度お答えいただけないでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

まず、県のほうがですね、今、市町村の分の共同調達に向けて、そういうような手法でいろいろと、端末の種類でありますとか単価、仕組み、使い勝手も含めまして進めてくれておるわけでございますけれども、プロポーザルの中でも、企画提案方式の中でも価格もありますので、価格の部分も含めましてのプロポーザルということで、単に価格だけの競争で入札をするという考えではなく、価格の競争も含めましてのプロポーザルということで御理解いただきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

それであれば、プロポーザルの採点する方針を決めておかないといけないと思うんですよね。だから、今言う価格は何ポイントだとか、メンテナンスが何ポイントだとか決めておかないと透明性は保てないんじゃないかということが私は思うんです。そのことだけ、まず申し上げておきます。ぜひとも透明性のある町政執行をお願いしたいということだけ申し上げております。

続いて、道路改良費の補助金の決定額が変更になった理由は何でしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

15ページの道路橋梁費のところでございますが、今回、補正額といたしましては計上いたしておりませんでした。財源の変更ということで、今回の補正で上げさせていただきました。補正予算書と同じときに、こういった形で補正予算の説明資料ということで、1枚お配りをさせていただいたものがございますので、こちらのほうで若干御説明申し上げたいというふうに考えております。

道路改良費でございますが、当初予算で計上しておったものでございますが、基本的にその財源の内訳といたしまして、国庫補助金で、当初の見込みでございますが、1億3,750万円、地方債で1億6,690万円ということで見込んでおりました。あくまでこれ、当初予算の見込みでございますので、その予定をしておった事業に対して、社会資本の交付率が幾らということが決められておりますので、予算額に対して、定率定量で補助金の額を決めて、またそれに充当する地方債の額を決めたところでございます。

下段の2のところ、国庫補助金の決定ということで記載をさせていただいております。この時点で、昨年10月なんですけども、この国の補助金の交付額が決定をしたということで、当初見込んでおった国庫補助金といたしましては、約9,100万円程度の減額になりました。国庫補助金といたしまして3,969万9,000円の減の予算というふうになりまして、その裏財源ということで、その分、地方債が充当されたというところでございます。

今回、補正を上げさせていただきました一番大きな原因でございますが、国の緊急対策の補正がございました。その中で、当初平群町が上げておりました事業のほう採択をされたということもございましたので、その事業を3月補正で、改めて予算の財源を振りかえる中で実施をするというふうなことで、より有利な補助事業が展開をできるということで、今回の補正に至ったところでございます。

財源としてでございますが、今回の補正によりまして、当初予算から比較をいたしましたら、国庫補助金といたしましては、4,056万7,000円の減額、地方債としては1億3,290万の増額というふうになっておりますが、10月に、国のほうの交付決定を受けた時期よりもかなり改善された、補助金がたくさんついた有利な起債が借りれたというふうな状況になっておりますの

で、そういった国の経済対策によるところで今回の補正に至ったというところ
でございます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

私が心配してたのはね、国庫補助メニューの関係で認められなかったのかな
というふうに思ったんですけども。それはいいとしてですね、これで、令和元
年度の一般会計の収支はほとんど変わらないというふうに思っているんでしょ
うか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問でございます。

収支につきましては、今回の補正予算相対という部分で御説明申し上げまし
たら、当初、当初予算で計上しておりました区画整理組合の2億円の補助金が、
起債を充当できたということで、その分、財源的には少しゆとりができたとい
うことと、この事業につきましても、当初予算からの比較で見ましたら、補助
金が少し減った、起債がふえたというふうになっておりますが、起債でござい
ますので、当初見込んでおりましたよりは有利な地方債の発行ということでご
ざいます。30年度の決算によりましては、若干そういう、今申し上げました、
国庫補助金が減った、地方債がふえたというところで、将来の財政見通し、将
来の財政負担というところでは、若干負担がふえるような財政状況の見通しと
なっておりますが、この事業だけをとらまえて申し上げましたら、今年度の決
算につきましては、さほど大きな影響はないのかなというふうには考えており
ます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

安心しました。ただですね、奈良県の資料によるとですね、借入金の残高が、
平群町は、全国1,741自治体のうちですね、平成30年度ですね、平群町
は1,740番なんですよ。

「下から何番目」の声あり

○ 8 番

いや、一番上なんです、残高が。残高が2番目なんですよ。ねえ、町長。これはですね。私らの世代じゃなくて、私たちの息子や孫の代まで響くんじやないかな。やはりそういう地方起債頼りの町政を改めないと、これはいつまでたっても解決できない。

あわせて、公債比率も、30年度ではですね、1,741団体のうち1,704なんですよ。奈良県下3位なんですよ。これはですね、何としても、町長先頭になってこれを改善しないと、何もできない状況になってるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、町長どのように思っておられるでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、御質問の中でございました地方債の残高並びに将来負担比率という部分でございますが、その部分につきましては、私ども財政を担当させていただいてる者も、ある意味もう重々承知しておるといふうなところでございます。その数字の現状、また全国での位置、奈良県での平群町の財政状況の位置っていうのは、それぞれ把握はしておるところでございます。

そうなった経緯というのはいろいろあるとは思いますが、そのことよりも今後のことっていう部分で申し上げましたら、こういった将来に向けて、たくさん負担をしていかなければならない自治体でございます。また、後ほど御説明を申し上げる令和2年度の予算におきましても、なるべく新たな地方債を起こしたような事業はしないというふうなことで、それを胸に予算編成をしまいったところでございます。公債費の償還につきましては、一番何ができるのかというところではございますが、まず償還に向けて、全ての力を傾注しながら、早い時期に償還をしていく、新たな事業はしないというふうなところで解決をしていく、そういう地道な方向しかないのかなというふうに思っております。ただ、議員お述べいただきましたことは、非常に平群町の財政状況、的を射たような分析もしていただいていると思っておりますので、そのことにつきましては肝に銘じながら財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○8 番

これ、本当に町長ね、考えていただかないといけない。斎場の借金返済が今年度終わるんですよね。私らがもう終わってると思ってた事業の借金返済が令和元年度で終わるわけなんですよ。それだけ長く借金返済に続いてるわけです

ね。借金返済には、基本的には、交付税算入はあるにしても利息はついていくわけですから、これは何としてもですね、財政当局だけの問題じゃなくて、町長、副町長初めですね、職員一丸になって取り組んでいただきたい、これはお願い申し上げておきます。

○議 長

西脇町長。

○町 長

今、森田議員のほうからいろいろ言われました。

確かに、借入残高も140億円、こういった状況であります。また、地方債についてもやっぱり後年度負担がどんどん大きくなっております。先ほど大浦課長も申したように、地方債の発行についてはできるだけ抑制してというふうに、そして有利な交付税算入のある起債に発行をやっていかなければならないというふうに思っておるんですが、ただ財政調整基金、これもほとんどない中で、やはり、今の状況であれば起債に頼るざるを得ないところも重々あるんですけども、できるだけ後年度に負担を残さないような、そういうふうな行政運用に努めてまいりたいと思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

教育のICT化で、国のほうがそういう方針を出して、子どもたち一人一人にタブレットを導入する。それに当たっての整備をしていく予算額として、今回、補正でつけられているということなんですが、まず一つはですね、この一人一人にタブレットをとということなんですが、教育の現場の先生たちの御意見というのは、意見の聴取をどれだけされているのかっていうのを一つはお伺いしたいというふうに思っています。

昨年の11月に議会報告会が開催をされています。その中で、分科会のほうでね、現場の、三郷町のほうで小学校の先生をされている方も自治会長として参加をされておられて、その方の御発言なんかの中で、非常にタブレットの導入については、大きな効果っていうのは期待できないというふうな御意見が出たんです。その辺があったのでね、一度ぜひともお聞きしたいというふうに思っています。

もう1点はですね、私もあんまりこういうことについては詳しくないので、無責任な発言なんかとか思いながらも、気になるので発言させていただきますけども、電磁波の問題ですね。非常にこの無線LANというんですかね、私、あんまりよく知らないんですけども、全ての子どもたちが使うということでは、

その整備をするために今回、予算をつけて工事をするということなのですが、非常に多量の電磁波が出るということで、これに対する被害ですね、電磁波の発生による被害っていうのも非常に大きいのではないかというふうに心配をされている人たちがたくさん、今いらっしゃいます。特に子どもたちの中に、この電磁波に対して非常に過敏な、電磁波過敏症と言われる子どもさんたちもおられるということですね、その人たちに対する対策ですね、こういうこともどのように考えておられるのかということ。

子どもたちのためにやるのに、子どもたちが健康被害を受けて悪くなる、そのようなものを、たくさんのお金をかけて整備をするっていうこともどうなんかなっていうふうな思いもしています。無線LANより有線LANのほうが電磁波の放出は少ないということで、諸外国、特にドイツとかフランスではそういう配慮がされてるとかね、そういうことも聞いておりますので、その辺、うちの平群だけがそれでどうこうということにはなりにくいとは思いますが、一定の考え方っていうのかな、そこをぜひともお聞きしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、高速大容量の通信ネットワークを今回構築するということでございますけれども、これによりまして、35人、40人の子どもさんがパソコンを一斉に稼働して、通信が途切れずにストレスなく学習ができると、安定した無線LANが構築できるということで、インフラは安定するということでございます。国につきましては、ICT教育をそれで進めていくという方針が出されております。

それとあと、先ほど述べていただきました、タブレットという表現をしていただきましたけれども、パソコン機能のタブレットといいますか、持ち運びできるパソコン、キーボードのついたパソコンを基本としております。ですので、どこかの先生が期待できないとかいう御意見があったということをおられましたけれども、平群町においてはですね、その趣旨も理解してもらって、学校現場で、校長会等での説明でありますとか、指導主事が学校に出向きまして、ICT教育の推進について教職員にお話をさせていただいておる、御理解をいただいておりますという状況で進めておるところでございます。

それと、先ほど述べられました電磁波の問題ですけれども、大量の電磁波の被害があるのかどうかというのは、私もちょっと聞いたことはないんですけれど

も、電磁波によって影響のあるお子さんがもしおられましたら、それは、各学校のほうで把握もしてくれておると思いますので、それにつきましては学校と、健康が第一でございますので、対策も含めまして、それは考えていきたいと考えております。

○議長

植田君。

○6番

すみません、ちょっと先ほど聞き忘れたんですが、16ページの南小のトイレの洋式化の問題で、ちょっと先ほども質問は出てたんですが、その中で、60%、南小は洋式化できるということになってるんですが、そうなりますとですね、平群小は100%、北小がもう断トツに低くなってしまいうんですね、30%。これは、去年の予算のときの資料なんですけどね、洋式化率のね。南小が28.6が60%に大幅に引き上がると。中学校も52.8ということで、北小がほんまにがくと下がってしまうということで、北小のほうは毎年のように、多分、教育懇談会なんかでもトイレの改修というのは出てたと思うんですね。

そういう中で、特に1階の低学年のところはかなり、多少ね、行政のほうで一定の改修はしてもらったんですけど、それでもやはりにおいがすごく気になるっていう声なんかも聞いてます。

そういう中で、来年度予算にはそういうのはちょっと載ってなかったと思うんですけども、これ北小だけ低い状況で、私たちは基本的に、町内の教育環境は、できるだけ早く同じ状態の中で教育を受ける場所をやっぱりきちっと整備するっていうことが必要だということも言ってきました。そういう中で、北小が今回、特段にやっぱり洋式化率が下がってしまうということについて、今回、多分当初の予算にはなくて、これ補正で出てますので、今後の計画、そこら辺を少し明らかにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、北小学校のトイレの関係でございますけれども、北小学校につきましては、平成29年度にトイレの工事費、700万円ですけれども、予算を確保いたしまして、東館の1階から3階の男子・女子トイレを部分的に洋式に改修をして、一部多目的トイレにも改修を行っております。

そして、北小の今の状況につきましては、1階、2階、3階、いずれの階に

は洋式トイレを使用できる状況にはなっておるということでございますが、教育委員会といたしましても、それで北小は十分だということではございません。追加の改修につきましては、町の財政状況を見る中で、今後の大きな課題であると考えております。

ただ、先ほど述べていただきました、改修、洋式化率でございますけれども、先ほど私、教育委員会の見解として、その分母の定義を述べさせていただきましたが、北小学校におきましても、南小と同じく、その分母の精査をさせていただいております。当初、67基ということで計算をずっとしておったんですけれども、いろいろ、北小学校のマックスの時代から、もう今は児童数が2分の1以下になってきておるという状況でございますので、分母であります67を、学校と校長、教頭、そして教職員とも相談をする中で、40基ということで分母に持ってきております。ですので、今現在は北小学校は40%という洋式化率と、このようになっておるところでございます。

○議 長

植田君。

○6 番

それにしても、今、一番低くなってしまおうという状況がありますので、これは子どもの教育環境の公平性という部分では、早急にやっぱり対応していただきたいというふうに思います。

それと、今回洋式化するに当たって、中学校のときにもちょっと感じて、どっかで言わしてもらったか知らないんですけども、洋式化にするときにですね、せめて暖房便座にはしていただきたい。多目的のところは当然そうなると思うんですが、冬場なんか、特に女子は、冷たい便座に座るといのは大変あれですので、そこら辺は、やるのであればね、そういうことにもやっぱり配慮した形での洋式化への転換ということをしていただきたいなというふうに思います。そこら辺はどうでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

暖房便座についてですけれども、これにつきましては、学校の意見も尊重しながら進めてまいりたいと思います。

○議 長

植田君。

○6 番

学校の意見、それと子どもたちの意見も聞いていただきたいというふうに思います。南小の改修されるときにも、そういうことを配慮した形での洋式化の改修がされることをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○7番

さっきの森田議員との議論を聞いてると、新年度予算、あした説明もあってあれですけども、新年度予算は確かに、ほぼ骨格予算に近い形で、借金についても、臨財債を除けば1億円台という、ここ20年ぐらい、十何年で初めてではなかろうかということなんですがね、その分、今回の補正で3億以上の借金を、新たに3億9,200万、4億近い借金してるんですよ。この借金、大きく、細かいのは別にして。

それと、さっき質問あった南小のトイレと、それからICT化についてはね、これは国の大きい施策ということで、これについての起債についてはですね、通常これまでやってきたように、交付税算入もあるということで、それはそれでこれまでどおりだと思うんですが、あと二つですよ。要するに、大きいのは、駅周の補助金。本来、国の補助とかですね、それから組合自身がやっぱり責任持たないとだめな部分を、町が補助金という名で2億円支出する。去年の今ごろ明らかになって、今年度の予算に、もともと一般財源、それを当初から起債対応、できたらしたいということで説明があって、それがそうになったという、この2億円。

それともう1点は、先ほど森田議員からも質問があった、要するに道路新設改良費の財源変更、説明、この紙の2番は別にして、1から3に変わったと。このことで、結局、地方債がですね、当初1億6,690万の地方債発行がですね、最終的に2億9,980万、1億3,290万ふえたということですから、2億とこの二つでほぼ3億3,000万。だから、3億3,000万新たに借金して、一般財源が、sonだけ基本的に減るということになるわけですよ。そのことは別にしてですね、財政問題だけで言うと、今度の補正で、一般財源2億6,970万円減らした。全部ですよ、今度の補正全部見るとね、歳入と歳出の、要するに財源内訳見て、一般財源が幾らかかるかって言ったら、一般財源をsonだけ減らしてるわけですよ。これは人件費の減ってるのも含めてですけども。

ただ、さっき言った新たな起債、要するに、もともと一般財源で組んだものを減らしたのが2億円と、それから道路新設改良費の一般財源9,954万6,000円組んだのが721万3,000円ですから、9,200万減ら

してるわけですね。だから、2億9,200万円、今度の補正で一般財源減らしたわけですよ。そのお金で未確定財源、雑入その他のあと残ってた部分全て消して、1億近いお金を財政調整基金に積み立てると、こういうことでしょう。そういうことであれば、予算上見ていけばね、今、現段階で1億円の黒字になってるわけですよ。予算上、1億円黒になっている。あと、いつも未確定財源に近い形で土地売り上げが売れてないということですが、ちらっと聞くと、5,000万円上げた分の9割方売れて金が入ってるようなので、これはもうだから関係ないですよ。ということは、1億円プラス、毎年決算になれば不用額が出ますから、その年によって金額に差はありますけれども、平均すると2億前後。3億の黒字になるということになりますけれども、今の段階での、今年度、実質単年度収支の決算見込みはそういうことでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山口議員の御質問でございます。

今、財政状況につきまして、るる御質問いただいたところでございますが、基本的には、今回の補正につきましては、議員お述べのとおり、駅周事業で、当初、一般財源ということで積んでおりました補助金が100%起債に充当できた。道路事業債につきましても、もろもろ経緯はございますけれども、今回、新たに1億3,290万、起債を起こすことによって、当初見込んでおりました一般財源がかなり圧縮できたというところでございます。そういうことを受けまして、今回、約2億9,000万円程度の一般財源が吸収ができた。その分、当初で積んでおりました未確定財源を、俗に言う消しにいったというふうな作業を含めてなったところでございます。今回の補正の流れにつきましては、今、議員がお述べのとおりであろうというふうに考えております。

今後、今年度の決算見通しの話でございますが、議員お述べのように、いわゆる俗に言う、よくいつもおっしゃられる、キャッシュという部分で申しあげましたら、財調基金の積み立て、引きおろしという部分で約1億のキャッシュと。今後、今年度どれだけ年度末に不用額が出るのかというところでございます。議員御推察の金額やったら2億程度、合わせて3億というふうな御試算をされておるところでございますが、通年でしたら、やっぱり2億円程度の不用額が出れば非常にありがたいとは思っておるんですけども、今年度におきましては、かなり厳しい予算措置もしておりますので、ほぼかつかつの収支、かつかつの予算執行になろうかというふうなことも踏まえておりますが、それでも1億円程度の、仮にですけれども不用額が出たら、単年度収支で1億円の黒字

で、あと財調の関係でございますが、財政調整基金、今年度、取り崩しもしておりますので、その分も勘案しまして、大体、財政当局の見通しとしましては、大体、実質単年度収支で1億5,000万程度の黒字が出れば非常にありがたいなど。単年度で申し上げましたら、昨年度の実質収支が7,700万やったというふうに記憶しておりますので、約7,000万程度の単年度収支の黒字が出ればいいのかというふうに思っておりますが、これもあと、今年度の決算を締めてみないと不用額等の数字が見えてまいりませんので、その辺含めて、今後、予算執行には留意してまいりたいというふうに思っております。あくまで、今現在での見込みという部分で、御理解のほう、いただけたらと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

もちろん、今回資料で出してもらってる基金の状況を見ればですね、当初では、清掃センターのダイオキシン関係の土のお金、二千数百万を財調から財源ということに、もともと予算上してますから。それに、補正の中でふえた分も入れて、約6,000万近い取り崩しを考えてるからその差を引けば4,000万ということですから、今のところ、予算上はだから4,000万の黒字ということになるのかな。これには、予算上といえ、もう途中で、補正も含めれば、前年度の実質収支の繰り越し分も入ってるんで、だから今、課長説明あったように、そのぐらいになるのかなというふうに思うんですね。

ただ、それはそうなんですけれども、もちろんね、5月末になってみないとはっきりした数字は出ないというのがありますし、まだ特別交付税も固まってませんし、それから新年度予算も審議せなあかんの、昨年10月から始まった幼児教育の無償化の国からの財源もはっきりしない、何ていいかげんなんだろうとは思いますがそんな中でのことですから、まだまだ何とも言えませんが、ただ、その辺は早め早めにきちっとつかんでですね、きちっとやっていただきたいということはお願しておきます。

それで、全体についてはまたあした、新年度の予算総括で、今後の財政問題についてはもうちょっと議論したいと思っておりますけれども、今回の補正で言うと、あと今、いろいろ出てました中でね、ICTの整備、稲月議員からもありましたけど、どのような影響があるのか。全国的にやるのに平群町はやらないってのはもちろんできないわけですけども、これだけのお金を全国的に使ってね。要するに、この種の企業の金もうけに使われてるっていうのがこの間のことだと思うんです。

それでね、以前、電子黒板とかですね、そういうことでも国が肝いりでやった分で、そういうのは子どもたちの教育にきちっと役立ってるのかどうか、議会では全然議論されませんから、私ももう子どもはみんな大人なんで、学校教育のことは余り、近くで目にすることがないんであれなんですけど、そういう検証もした上でこういうことをやられるのかなど。電磁波の問題はわかりませんが、タブレット1台ずつ。これ、ほんでとりあえずことしは2学年とか3学年とかいう、さっき説明ありましたけど、これ何年使えて、あとどうするのかなど。卒業していくでしょう、子ども。そのタブレットは一体どうすんのかとか、そういうことも全然何も説明ないですよ。金はもちろん国から半分来て、あと残り全部借金してその6割が返ってくるから、全体で言うたらほんの20%やって、こう言うんだけど、これ8,000万ってタブレット入れたら、今度1億5,000万から2億近い金になってくるでしょう。平群町だけです。これ全国でやるっていうわけやから、すごい金ですよ。その金をね、日本全体で1,000兆か、借金あるっていう中でよくこれ、まあというふうに思うんですが、もちろんこういう情報通信の関係、大事なのはわかりますが、ただちょっとその辺、見えてこないんで、今つかんでる範囲でいいですから、今、私が聞いたようなことで、答えられるんだったら答えていただきたい。

以前の、電子黒板は使われてるっていうのは聞きますけども、そういうことで役に立ってるのかどうか。今度のことは、本当に役に立つと思われるのかどうか、その点どうですかね。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

電子黒板、デジタル教科書を含めまして、あれが国の有利な補助メニューで整備したのが約10年以上前だったと記憶しております。ですので、設置してからは各学校、温度差はあったということは聞いてますが、北小なんかは特に電子黒板を使って授業をされて活用されたということは確認をしております。

それと、この事業につきましてはですね、タブレット型のパソコンの寿命がありますとかいろんなことが、大きな今後の課題がいろいろあると思いますけれども、申しわけないですけど、今の段階では、教育委員会としては、まずは無線LANの整備をして、そして国が示す仕様書に基づいてパソコンを整備をしていくということで、多くの課題が今後出てくる可能性もありますが、それはその都度、国、県とも相談をしながら進めていきたいと考えております。

○議長

山口君。

○ 7 番

そうしか答えられへんわな。それはわからんからね、やってみないと。ただ、大変やわね、後のことも含めて。

それでね、そのことはまた6月でタブレットのほうの補正も出るということなんで、そのころになればもうちょっといろんな情報も出てるのかわかりませんが、そのとき答えてもらったらいいますが。

あとね、その町外保育の委託料のところで、これの要するに財源として出てくる国、県の負担、国が半分、4分の2で、県が4分の1、これは私学とか、町外保育ということになってますが、これがですね、これも幼児教育無償化の中で出てきて、これ10月から後の半年分の関係だと思えるんですけどもね。これについて説明しろとは言わないんですが、新年度予算ではもうあちこちにこれが出てくるわけですよ。こども園については、地方交付税で新年度は財源が確保されるということになってます。ただ、私立の、平群で言うたら平群北幼稚園とかいうことになってますが、そういうところについてはですね、町も4分の1負担ということになるわけですよ。その辺がね、この説明だけではもうさっぱりわからんわけですよ。今までと制度として違ってきてるわけだから、その違ってきてる制度についてはですね、これはこの制度が新しくできたためにこういうことになったという説明をきちっとしてもらわないと、これまでの町外保育で、町が負担してたとかいうのはもう全く変わってくるわけですから。今回、答弁はいいですけども、その辺の資料はね。平群の場合は教育委員会と福祉課と分かれたりしてますし、その辺ですね、一体で見てわかるような資料をつくっていただきたい。

今度の補正については、もうややこしいからいいですけども、新年度予算についてはそういうふうにしてもらわないとね、議論しにくいんですよ。何がどうなったかっていう。ほんで、町の持ち出しもあるわけだから、財政にも関係してきますのでね。それは、そのことは指摘しておきます。

それから、町営住宅の管理費でね、これも補正の金額はゼロで、財源内訳の変更で、要するに国庫補助金が226万4,000円減ってですね、起債が220万円ふえてるわけですよ。要するに、補助金出なかった分を借金で賄うと、こういうことになってるんですが、これはなぜ補助が認められなかったのか、その点どうですか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

当初、要求してた額より、内示額が確定したということでの減額でございます。

す。減額につきましては、国のほうで割り当てされて減額したということでございます。

○議長

山口君。

○7番

いやいや、もちろんそれはそうなんやけど、そうじゃなくて、これは何の分なんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

二つございまして、一つは、くろもとの外装の塗装工事でございます。それと、もう一つは、住宅の内装工事でございます。

○議長

山口君。

○7番

これもだから、そういう説明つけてくださいよ。よその議会なんて、事前にそういう説明全部してるわけよ。うちだけよ、こんなもうほんまに中身全然わからずに数字だけで並べてやね。

今、補正予算の大浦課長の説明にもそのことはなかったでしょう。金額減りましたという、財源内訳変更だけですっていう。借金と補助金じゃ全然違うわけやからね、これは交付税算入もないわけだから。それでも事業としてやらなあかんから、借金してでもやる、そのことは別に文句言いませんけど、それはちょっと、今後はちょっとその辺ね、ちゃんと説明つくようなものをきちっと出してください。

それから、最後にもう1点だけ。

さっきの話で、今年度末、赤字団体転落っていうのは、まずほぼなくなったと見ていいと、さっきの議論ではなると思います。駅周と道路改良の借金をふやしたことでね、当然、交付税算入はあるというんですけれども、これで、153億に地方債残高、普通預金でなりますよね。それに、下水と水道を入れれば200億近い借金になるんですよね。さっきこれは森田さんも言ってたんで、そのことをどうのこうのとは言いませんが、本当に借金漬けになっちゃってるというふうに思うんです。

ただ、問題なのは、これが5年ほどしたら、普通会計だけで言うと100億近くまで減っても、公債費自身は減らないんですよね。その返していくやつが残ってくるからですけれども。そういう点も考慮しながらですね、私は、今度

の場合は仕方がないと思いますが、その利払いね、駅周の2億と道路改良の九千数百万、新たな借金ふやしたことによる利払い、多分20年償還ぐらいになるんだと思うんですけれども、どれぐらいの利払いになりますかね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

公債費の残高並びに償還額について、今、御質問いただいたところでございます。単純な計算上の話で大変恐縮なんですけど、今おっしゃっていただきました、町のほうがお示しさせていただきましたのは、昨年10月に財政シミュレーションということで示させていただきましたところでございます。そのときの数字に、今回の補正でございますが、駅周分2億円と、今度、道路橋梁等の関係で約1億3,000万ほどの地方債を新たに発行するというところでございますので、約3億3,000万程度、新たな地方債がふえると。当然それが残高に反映されるということで、150億を超えるような地方債残高になるということでございます。

おっしゃっていただきましたように、償還額の推移を見ましても、もうここ10年ぐらいは、約11億円台の高どまり傾向にあるというところでございます。非常に安直な計算で申しわけございませんねんけど、今申しあげました3億6,000万程度、また今年度、借り入れを起こした部分については20年の起債償還ということでございますので、単年度、大体年間、利息も入れましたら、2,000万程度の負担になろうかというふうに考えております。当然ここは金利等の変動があるところでございますので、単純な計算になかなか切り切らないと思いますけども、その程度の額が、今後、公債費の償還には乗ってくるというところでの試算でございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

私、聞いたのは、利息が幾らつくかという。地方債残高については、154億ぐらいになるって聞いてますし、普通会計でね。利払い、要するに、今度の新しい事業の分については、事業としていたし方がないし、そういう枠でやってるわけだから、その借金についてどうのこうの言うつもりはないんです。ただ、そうじゃなくって、もともと一般財源でつけて、今度新たに借金した2億九千数百万についてね、これはだって新たに利息がつくわけでしょう。交付

税算入も何もないじゃないですか。だから、当然その借金そのものにですね、元金はもちろん返しますけども、利息もつくわけだから、20年償還やったら一体幾らの利息つくんですかってこう聞いているんですけども。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今ちょっと、金利の計算であるとか、残高の照会、少し金額的なものもございまして、ちょっとまた後ほど、きっちりした数字、御報告申し上げるといふことでよろしいでしょうか。申しわけございません。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

るいろいろ議論されましたが、まず1点。

今の2億円の件。会計年度独立の原則と、1年は1年の会計で決算やりましようというのが通常の方法やけれども、今回それ、財政健全化法ということも鑑みながら、まず1点目はね、感謝したいのは、一般財源を起債の対応でしていただいたと、県のほうへいろいろ御足労をかけていただいたことに対して、私はまずもって感謝をします。

それともう1点、もう2点ありますけども、今、この駅の橋梁の関係で、道路の関係で、新設改良の関係でございしますが、最初、先ほども議論あって、国庫補助金1億3,000万ついてて、それから起債1億6,000万あったのが、最終的には国庫補助金9,000万になり、そして地方債が2億9,900万になりましたということの御報告もこのしおりで受け取ってるわけやけど、その中で、1億5,000、それは要するに国の補助金の決定による関係でございましてね、こっちからこのようにして云々とか、違うことになってね、の関係でこのようになったわけでございます。

しかし、問題は、私が思ってるのは、1億5,900万、繰越明許費と設定されてる関係で、この1億5,900万につきましては、この4月11日に今度、総合文化センターがオープンするわけでございますが、その東側にある2メートルの踏切の歩道の工事、それと緑ヶ丘の歩道、そして櫛原小橋という橋の橋梁の関係、そして委託料とかそういう関係で樁台の設計とか等々入っておるわけでございます。こういうことにおいてはね、特にその中で占めているのは近鉄の踏切の改修工事でございます。1億近い金がこの中であるということでございますので、オープンすれば、より一層の方が文化センターを供用されるやろうと。ここでお願いしたいのは、一日も早く近鉄さんと御協議されて、

来年度の繰越明許ですけれども、それ以降、令和2年度において一日も早く執行していただきたい。住民の歩行者の安全のためにも、一日も早くやっていただきたいなというふうに、これはお願いの範疇でございます。都市建設課長、ひとつよろしくお願ひしたいなということと、先ほど言いましたように、政策推進課長については、2億円起債対応していただいたということには感謝いたします。

もう1点。先ほどから出ておりますICTの関係でございます。

この件について、いろいろ勉強もちょっとはさせていただいたわけですが、来年度、今回の補正については、LAN並びにそういう整備をするんやということの予算計上で、今回上がっておるといことはる説明を受け、来年度は、タブレットについては、県が共同して調達してくるといふふうにも方針がなってるようでございまして、それはそれでやっていただいたら結構なんですけれども、これを運用する体制づくりはどのようになっているんやということが僕はね、非常に大事。というのは、全国でも、これを試験的にやった学校、いろいろなことで、実はこういうことで、体制づくりが大変やったと。学校の先生とか、それを子どもに対して使う、いろんな関係でということ、いろんな文書がインターネットに載るとるわけやけど、平群町として、体制づくりはどのように考えておられますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ICTの支援員というんですか、ICT教育を進めるリーダー的な方の対応をどうするんだということですが、国のほうはですね、4校に1人のICTの支援員の配置ということを提案してもらってますが、そこには財政が必要になってくるということもございまして、現在でございますけれども、現在、奈良県下の学校にですね、情報系のパソコン等々に精通されてる先生もいろいろおられます。その方々、平群町にも4人、各学校に1人ずつおられるんですけれども、それを、エバンジェリストという表現、新しい技術というんですか、ICTの内容でありますとか技術をわかりやすく伝えるという新たな資格を持った方がおられるんですけれども、その方を、今現在、育成というんですか、県のほうも研修を重ねて、そのエバンジェリストをICT教育の推進、指導も含めまして充てていくというような考えも持っております。

そういう中で、教員のスキルアップが図れるということも考えておりますし、現在、学校の先生におきまして、若い先生を中心にですね、やっぱりICT

につきましては、やはり技術の習得でありますとか情報の収集の能力が高いという部分がございますので、そういう部分につきましても、その先生の活用も含めまして、今現在は考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

今のお話を聞きますと、そういうことについての、僕にしたら、一番大切な体制づくり、これがまだ確立されていないというふうに想定してる、今の御答弁でね。これからのことやから、批判も何もしてないよ。そやから、これからのことやから、一定こういうことをひとつ参考にしていただきたいなと思うわけ。

自治体の規模によっていろいろありますけども、専門の担当者の配置は困難などともいろいろあると、私ら平群町は小さい町やからね。それに対して、組織を横断して強力に取り組んでいることもあるけども、教育委員会内に兼務や、町長部局と教育委員会との併任という形や、退職した教職員などを指導員と推進員という形で雇用していつているところもあると。今まで実践やったとこでね。ということは、最終的に言いたいことは、教育委員会の部局だけと違うと。要するに、町長部局にICTに非常に詳しい方もおいでになる、皆さん御存じやと思います。こういう方も一定教育委員会と協力して、兼務辞令じゃないけども、そういうふうに当たっていくのが、もう体制づくりに早急にそういうスタッフを、プロジェクトをつくらないかんちゃうかというふうに御提案させていただいてますねけど、それについてはまだはっきり決まってないということやけど、一つの参考意見としてね、松村課長ね、一つの意見として、品物は入っても、使うのはどうやって使ったらいいんやと、最終的には子どもに皆、先生方が指導していかないかんねんからな、そやからそこら辺も見据えて、早く体制づくりをしていただきたいなということ、要望だけさせていただきますんで、ひとつそういうことでよろしくお願いしたいなと思ってます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

3時10分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 2時53分）

再 開 （午後 3時10分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

日程第16 議案第10号 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第10号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

今、課長のほうから説明あったんですけど、緑ヶ丘のほうがね、やっぱりこの間ずっと見送ってきてる状況があると思うんですけども、あそこが、だか

ら5カ所のうち2カ所が公共に接続されたということで、あと3カ所がまだ残ってるわけですが、大きな団地ですし、この見通しですね。もう来年度には何としても、接続可能な状態になるのかどうかも含めて、現時点での見通しをお聞かせ願いますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

緑ヶ丘については、来年度予算以降、緑ヶ丘に集中した予算立てとしております。来年度につきましては、改めてその不明水対策ということについて、ちょっともう少し調査して、年度内に着手できれば工事を着手したいんですけども、早急につなぐということで、対応した予算というふうにさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

相手のことやし、なかなか難しいんですけど、結局その遅れが、利払いがふえたりですね、消費税は本来、工事をやれば入ってくるやつが、払うほうだけになるっていう、当然、消費税、加入者の人からもらってるわけだから、それを払うんですけども、ちょっとその辺考えないとね、これ一般会計からも相当持ち出しがあるわけでしょう。だから、その辺のバランスも考えて、やっぱり早急にやってほしいと。

初香台も、今年度からある程度取り組む予定やったのが入ってないと。私の住んでる福貴団地についてもその後ということになってるから、ちょっとね。やればやったで、また金がかかるし大変なんですけど、その辺はちょっと計画的にきちっともう1回、以前言ってたことと大分変わってきてるんで、今後のスケジュールについてはちょっと早目に知らせていただきたいというふうに思うんで、ぜひ今年度中に、緑ヶ丘だけじゃなしに、その後のことも含めて、財政との関係もあるんでね、その次の年にできるというふうにはならないかもわかんないですけども、ちょっと見通しだけはきちっと早目に示していただきたいと思っておりますので、その点どうですかね。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

実際に、計画的にはおくれております。ただ、現状の財政状況を踏まえた中で事業執行ということもありますので、なかなか明確な計画というのは見通

せない部分があるかも知れませんが、できるだけは、こういった計画ですっていうのはお示しできるようにはしたいと考えます。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

今、課長に聞くけど、いろいろ今、山口議員も言うたように、自分とこの課としては一日も早く推進したいというのは、それはもちろん、私も推進すべきやと思う。なぜ緑ヶ丘がね、なぜこのようにおくれるか。不明水云々とか聞くけども、今の現在ある公共下水ね、団地の中の状態がどういう状態とかわかったら、詳しくちょっと今、話してくれへん。

それと、不明水が多かったら県は受けへんやろう。郡山浄水場は受けないでしょう、一定はかられて。そうやから、きちっとしていかなあかんわけやろう。現状はどうやの。今聞いたら、来年度も、3番目のB地区か、来年度は。B地区については供用できるかできへんかわからへんでということをお、御答弁された。なぜでけへんのかとかね、ちょっと簡単明瞭に説明してくれへん。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

緑ヶ丘地区につきましては、現在、集中浄化槽ということで、現在ある管路を再利用するような形で接続していくというような計画で進めております。ただ、緑ヶ丘の管路自体が古いので、不明水、一旦流量調査というので、どれぐらい流れてくるのかというのは調査してるんですが、それが県の基準の範囲に入らないということでもありますので、改めて、その不明水対策については手だてを講じる必要があるということで、調査を行った上で、管路の接続というふうにしていきたいというような考えでおります。

今現在の手だてとしてやっているのは、マンホールぶたがございまして。そちらのほうは、ちょっと穴のあいたものがありますので、そちらから雨水が入らないように詰めていくといったような作業をしているところです。

○議 長

馬本君。

○12番

今これ出さへんから、当初予算はまだ明日やけど、総括はな。来年度で緑ヶ丘のB地区、不明水というのをいろいろ解明して、今、再利用をしていくということや、現在のやつな。その見通しはつきそうか、来年度で。B地区の見通しは。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

見通しはつきそうかということですが、これは、どれぐらいの規模で不明水の対策を講じないといけないかというような調査も必要ですので、希望としましては、できるだけ早くつなぎたいというところの状況でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第10号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第11号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第11号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第11号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和2年3月4日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目6番25号

氏 名 東伸宏

生年月日 昭和 26 年 12 月 13 日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重の思想により、より一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。前任者が令和 2 年 2 月 19 日で辞職届が提出されていることから、新たに東伸宏氏を推薦したいので提案をさせていただきます。

東伸宏氏は、民間企業において長年勤続され、また平群町社会教育委員、公民館運営審議会委員や民生児童委員としても現在も御尽力をいただいております。この間の勤務実績等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きまして

日程第 19 議案第 12 号 令和 2 年度平群町一般会計予算について

日程第 20 議案第 13 号 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 21 議案第 14 号 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計予算について

- | | | |
|---------|-----------|------------------------------|
| 日程第 2 2 | 議案第 1 5 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 6 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 7 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 8 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 9 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 0 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 1 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 2 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上 1 1 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から令和 2 年度予算の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

それでは、令和 2 年度の一般会計予算及び各特別会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

本日、令和 2 年第 1 回平群町議会定例会において、令和 2 年度平群町一般会計及び特別会計、各事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

元号が令和となって初めてとなる本年予算の編成においては、政府は、災害からの復旧・復興と安心・安全の確保、経済の下振れリスクを乗り越えるため、重点支援、未来への投資と、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持向上を柱とした「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を策定し、閣議決定されました。これに基づき、令和 2 年度予算は、臨時、特別な措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を実施し、当面の需要喚起にとどまることなく、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしています。

その中で、地方財政対策に関しては、地方が人づくり革命や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安全的に財政運営を行うことができるよう、地方一般財源総額については、令和元年度の水準を下回ることのないよう措置がされているところであります。特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税については、前年度から 0.4 兆円を上回る

額が確保されており、これは幼児教育・保育無償化や、会計年度任用職員制度に伴い増加となる経費や、地方公共団体が地域課題に取り組むための経費に対し、一定の配慮がされた内容となっております。

本町におきましては、令和2年度は町制施行50年を迎えることから、次代への節目になる年と捉えております。本年4月には、平群町総合文化センターがオープンいたします。高齢者から子どもまで幅広い世代が集い、交流するコミュニティ活動や、併設する図書館との連携による地域活動の拠点施設として利活用してまいります。この施設から、町の歴史を学ぶ子どもたちが数多く生まれ、平群の文化が継承され、育っていくことを願っております。

町政執行につきましては、産業振興、子育て支援、教育環境の充実、防災・減災の取り組み、高齢者の生きがいづくりや若者の定住化など、これまで実施してきたさまざまな施策を継承しつつ、町のさらなる振興発展のため、令和2年度が次の世代に向けた礎となるよう、山積する行政課題を解決してまいる所存であります。

財政問題についてであります。国全体において、経済は緩やかに回復基調が続く一方、人口減少、少子・高齢化が進んでおります。今後も社会保障関連経費の伸びが見込まれるなど、国・地方を通じた財政健全化に向けた道筋は、いまだ厳しい状況にあります。特に本町においては、中期的に財源不足となる財政見通しを持っており、非常に厳しい財政状況であります。そのためにも、新たな行政改革の断行が必要です。第2次平群町行財政改革大綱、平群町第2次財政健全化計画に掲げた健全化の取り組み事項を着実に推進することはもとより、既存の事業の今日的な意義、役割についても改めて見直しを図り、さらなる行政改革に力を尽くす所存であります。赤字財政からの脱却を目指し、住民の皆様全てが笑顔になるまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

続きまして、一般会計及び特別会計、事業会計の概要と令和2年度に取り組む事務事業について、順次御説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額が66億9,000万円であり、前年度予算から14億8,000万円の減額となっております。本町の厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成となっております。

人事につきましては、退職者が発生する中ではありますが、平成29年度に策定しました平群町第2次財政健全化計画に基づき、基本的には、職員の新規採用は凍結しています。ただし、保育教諭は、実情に応じて5名の新規採用と、専門的な知識を有する職として、任期つきでの管理職員2名の採用を予定をしています。また、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されるため、新

たな条例に基づき、会計年度任用職員を配置します。

人材育成につきましては、待遇研修等の実施を初め、職員として最低限必要な知識、能力を身につけるため、町主催の職員研修を継続実施するとともに、挨拶運動の継続実施もあわせて行います。その他、アカデミー研修、J I A M 研修及び奈良県市町村研修センター主催の研修にも積極的に職員を派遣します。

また、人事考課制度につきましては、引き続き実施することで、職員全体には、みずからの行動による気づきを与え、管理職には、目標管理により組織経営管理を向上させることで職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上でのさまざまな媒体を通じて、町政情報等の積極的な発信と住民との情報共有化を図るため、広報紙やホームページ、フェイスブックなどを初めとしたSNS、ツイッター等を活用してまいります。引き続き、広報・広聴活動の重要性を認識し、効果的に取り組んでまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理及び遊休資産の活用につきましては、引き続き、適正な維持管理に努めてまいります。遊休財産については、民間売却等を積極的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。特に、西小学校跡地については、本年1月に実施した公募により、利用候補者として選定した事業者との協議を進め、早期に利活用できるよう努めてまいります。また、南保育園跡地については、売却処分に向け、取り組んでまいります。総合文化センターのオープンにより機能移転となる中央公民館については、今年度中に解体除去してまいります。

防犯対策事業につきましては、町管理防犯灯の新設、維持管理や、自治会管理防犯灯の新設設置、電気使用量に対し、補助を行います。また、防犯カメラを設置する団体に対し、補助を行い、犯罪者を生み出さない、寄せつけない防犯環境の構築に向けて取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災備蓄品を町内13カ所で分散備蓄するとともに、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えてまいります。

電子自治体の推進につきましては、常に最新の情報セキュリティの向上を注視し、巧妙化する新たな情報セキュリティ上の脅威から住民情報を守ることができるよう、システムを運用してまいります。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用し、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、マイナンバーカードの発行や住民戸籍事務の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しております。

高齢者福祉施策につきましては、高齢者が、できる限り介護状態に陥ることなく、住民に、住みなれた家庭や地域で心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすための高齢者の社会参加の促進と、高齢福祉サービスの推進に努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らせることのできる町を目指すため、障がい者福祉サービスの推進に努めます。

子ども・子育て施策の支援につきましては、子育てしやすい社会の実現に向け、充実を図ります。昨年度に設置した西和地域病児保育室の普及促進を図るなど、仕事と子育てとの両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

幼児教育・保育においては、はなさとこども園とゆめさとこども園の運営を通じ、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育、保育のさらなる充実を目指します。

就学児においては、各小学校に学童保育所を設置しており、入所申し込み数の増加に対応するため、平群学童及び南学童保育所の定員をふやし、受け入れ体制の充実を行うことで、子どもの健全育成並びに子育て充実を図ってまいります。また、昨年10月から実施された幼児教育無償化に係る施設等利用給付費及び私立幼稚園等への預かり保育事業の給付金を予算計上しております。

切れ目のない子育て支援を行うため、プリズムへぐりと子育て支援センターに平群町子育て世代包括支援センターを設置しており、会議や事業を通して、情報の共有や連携を図ってまいります。また、乳幼児健診等母子保健情報の活用を推進するため、健診結果の閲覧や情報連携ができる仕組みを構築していきます。今後も、へぐりのびのび子育てプラン第3期計画に基づき、保健、医療、福祉が連携し、住民の皆様との協働により、さまざまな支援を行ってまいります。なお、産後うつや児童虐待の予防に資するため、今年度より新たに産婦健診の一部助成を実施してまいります。

福祉事業につきましては、高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、今年度も7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とともに連携した活動を予定しています。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、研修会や講演会の開催を予定しております。また、平成26年度に開始した平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、生活習慣病の予防を初め、特に保健と介護の一体化に向けた事業を展開するため、関係機関と連携し、健康長寿のまちづくりに向け、取り組んでまいります。また、平群町自殺対策行動計画のかなめとなるゲートキーパー研修を継続的に実施します。さらに、第3次食育推進計画の初年度として、計画の周知に努めてまいります。

疾病予防事業につきましては、町独自の制度として、妊娠を希望する女性やその配偶者に対し、風疹ワクチンの予防接種助成を継続実施します。また、国制度である成人男子に対する風疹抗体検査並びに風疹の予防接種に係る助成費用を計上しています。新たに定期化されるロタウイルスワクチンの準備を行うとともに、円滑実施に向け、取り組んでまいります。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や、不法投棄、野焼きの防止対策を推進し、あわせて、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続きします。また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処理機の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施します。可燃ごみ有料化指定袋制により、さらなるごみ減量化に向けた取り組みを進めてまいります。その他、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や、合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については、運転業務の委託を行ってごみ処理費用の縮減を図ります。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、施設

運用に要する予算を計上しております。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設利用や、兵庫県養父市の施設利用など、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のため、農業次世代人材投資事業、旧の新規就農者支援事業でありますけども、農作物の被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、営農活動に対する日本型支払制度補助金事業及びナラ枯れ対策事業を引き続きしてまいります。また、農業用のため池については、下流域500メートル以内の家屋が存在するなどのため池を防災重点ため池と位置づけ、ハザードマップを作成してまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、平群ブランドのPRを強化し、町の魅力を最大限に活用するとともに、へぐり時代祭りの開催による観光振興を図ってまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修等の所要額を計上しています。社会資本整備総合交付金の採択を受けて、継続的に実施している橋梁点検や橋梁補修工事、主要路線の歩道整備及び舗装・補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげてまいります。さらに、春と秋の環境愛護デーの実施や、各大字・自治会への草刈り手数料を予算計上しております。

都市計画につきましては、既存木造住宅耐震化診断に係る委託料及び耐震改修に係る補助金、企業誘致に係る工場等設置奨励金、ブロック塀等撤去補助金並びに平群駅前広場内公衆トイレの維持管理を計上しています。

住宅につきましては、適切に維持管理するため、社会資本整備総合交付金を活用した内装リフォームの工事費用のほか、町営住宅長寿命化計画策定に係る経費を計上しております。また、老朽化した住宅からの住みかえを促進するため、移転費用の一部を支給する制度を創設することにより、効率的な住宅管理に努めてまいります。

公園管理につきましては、中央公園、北公園の運営管理については、公益財団法人平群町地域振興センターを指定管理者とする委託料や、公園遊具の維持補修に係る費用を計上し、公園緑地の適正な運営管理に努めます。特に、中央公園内のトイレについては、一部洋式化とすることにより、快適な施設利用を図ってまいります。また、“山のぽっけ”花いっぱいサポータークラブ制度に係る事務経費を計上し、町民の環境美化に対する意識の高揚につなげます。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引

き続き、地域での防災・減災を初めとする地域の安心・安全な暮らしのため、自主防災組織結成支援及び承認団体への活動支援として補助金を交付し、組織づくりの強化に努めます。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の充実強化と、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、小学校においては、新学習指導要領の本格実施に伴う指導書等の教材費。中学校においては、昨年度に引き続き、部活動指導員の配置に係る経費。また、小中学校とも、奈良県の事業にあわせ、昨年度導入した校務支援システムに係る費用、学校司書等の人件費を初め、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや、産学連携による学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのため、放課後子ども教室を、平群小学校と平群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財調査研究事業として古文書調査を実施します。また、生涯学習事業としての公民館教室や友遊教室、家庭教育学級などの各種教育講座を開催します。

平群町総合文化センターにつきましては、令和2年春、いよいよオープンします。4月11日には、開館を記念して開館記念式典を開催します。本施設が、高齢者から子どもまで、幅広い世代の皆様が集い交流するコミュニティー活動の拠点として利活用してまいります。

町立図書館につきましては、新しい設備、システムにより、図書館機能のさらなる充実を図るとともに、学校図書館との連携や、子ども読書活動を推進し、あわせて、平群の生涯学習、社会教育の新しい拠点として情報発信を行ってまいります。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進を行います。体育施設の運営管理につきましては、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターと連携して、適切な運営管理に努めてまいります。また、本年度は、スポーツ振興くじ助成を受け、一般財団法人くまがしクラブ主催による町制施行50周年記念イベント、みんなでアスリート、平群スポーツデーの開催を予定しております。

次に、各特別会計、企業会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金貸付事業特別会計につきましては、906万9,000円となっております。本事業の貸し付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回

収業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、24億1,517万4,000円となっております。国民健康保険は、奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対する予算を計上しています。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防による療養諸費の抑制を図るため、がん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業、人間ドック等への助成の保健事業費を計上しています。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,526万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。令和2年度につきましては、施設管理費において、集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,795万円となっております。事業費では、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしくて安全で栄養のバランスのとれた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、18億6,092万7,000円となっております。保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進します。

地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療との介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めます。

奨学資金貸付事業特別会計におきましては、63万7,000円となっております。奨学金の貸し付けを行うことで、就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に、引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、4億3,638万4,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務諸費、保険事業に係る人間ドック等、総合健診助成の費用の計上となります。

用地先行取得事業特別会計につきましては、1,348万3,000円となっております。将来の役場庁舎建設用地として、平成30年度に、平群駅西土地地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得債の償還金を計上しております。

続いて、企業会計についてであります。

水道事業会計につきましては、業務の予定量として、給水件数7,953件、年間総配水量21万2,000立米、1日平均給水量5,978立米、年間有収水量、186万5,000立米であります。主要な建設改良事業を3,209万6,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億1,570万5,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費を初め、各施設の動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料と、そして建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費と、県水移行に伴う撤去費等を計上し、費用総額は5億5,303万1,000円となります。

次に、資本的収支のうち、資本的収入については、工事負担金、一般会計からの補助金、企業債を措置し、収入総額は2,018万円であります。一方、資本的支出については、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で4,792万3,000円となります。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にて豊富、しかも安全で安定した飲料する供給により快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として、下水道使用料のほか、過去の補助金、加入負担金、受贈財産評価額を収益化する長期前受金戻入を計上しており、収益総額は3億3,931万1,000円となっております。これに対する支出は、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理負担金のほか、減価償却費を計上しており、営業外費用の主なものとして、企業債利息を計上しております。費用総額は3億9,589万円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道負担金、一般会計からの繰入金である他会計補助金、企業債の総額で2億5,240万8,000円となります。これに対する主な支出として、集中浄化槽区域の緑ヶ丘地区の不明水詳細調査業務、管渠整備工事を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道事業町負担金など、総額で2億5,240万8,000円となっております。

引き続き、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

以上、令和2年度における主な施策を中心に御説明を申し上げますが、こ

これらの諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心がけていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました令和2年度予算につきましては、深い御理解を賜って御審議をお願いいたしまして、原案どおり可決賜りますよう切にお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議 長

お諮りします。

本案については、明日3月5日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 4時05分)